

第八十四回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第五号

昭和五十三年三月三十日(木曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

山中 郁子君

補欠選任

上田耕一郎君

三月二十九日

辞任

大塚 喬君

補欠選任

村田 秀三君

上田耕一郎君

山中 郁子君

出席者は左のとおり。

委員長

塚田十一郎君

理事

林 道君

原 文兵衛君

片岡 勝治君

井上 計君

委員

岡田 広君

源田 実君

斎藤栄三郎君

竹内 潔君

林 寛子君

堀江 正夫君

野田 哲君

村田 秀三君

山崎 昇君

和泉 照雄君

山中 郁子君

森田 重郎君

瀬戸山三男君

前田 宏君

国務大臣
法務大臣
政府委員
法務大臣官房長

事務局側

常任委員会専門員

警察庁警備局公安第三課長

警察庁警備局警備課長

警察庁警備局外事課長

法務大臣官房警備課長

外務省アジア局長

北東アジア課長

大蔵省国際金融局企画課長

国税庁直轄部法人税課長

厚生省医務局総務課長

農林省構造改善局農政部長

自治省財政局指導課長

日本電信電話公社業務管理局長

新東京国際空港公団総裁

参考人

大塚 茂君

浅原 巖人君

土田 栄作君

森 孝郎君

森 幸男君

北村 恭二君

橋本 貞夫君

佐藤 嘉恭君

増井 清彦君

城内 康光君

若田 末人君

福井 与明君

首藤 俊彦君

吉田 長雄君

常任委員会専門員

香川 保一君

伊藤 榮樹君

石原 一彦君

常任委員会専門員
香川 保一君
伊藤 榮樹君
石原 一彦君
常井 善君
吉田 長雄君
首藤 俊彦君
福井 与明君
若田 末人君
城内 康光君
増井 清彦君
佐藤 嘉恭君
橋本 貞夫君
北村 恭二君
森 孝郎君
森 幸男君
北村 恭二君
橋本 貞夫君
佐藤 嘉恭君
増井 清彦君
城内 康光君
若田 末人君
福井 与明君
首藤 俊彦君
吉田 長雄君

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず法務大臣に端的に伺いますが、いま審議している法案の中には、成田の空港の運航開始と密接なつながりを持った内容があるわけでありまして、この開港予定については明日決定をされるというふうな報道がされておりますけれども、明日決定ということであれば、重要な関連を持つては法務大臣のところには、もう予定日については内々の協議が行われていんじゃないかと思うんですが、開港予定日はいつですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おっしゃる通りに、開港日を延期することだけ決定しておりますが、御承知のような事態でありますから、いわゆる飛行場の機能の整備だけということにせし、安全運航とよく言われておりますが、安全対策、その問題もありまして、まだ結論を出すに至らないということ、明日までのうちにあらゆる問題を詰めて、できればあしたの閣議で決定したい、こういうことにしておりますが、そういういつの日にするかということについては、私の方ではまだ現在のところ関知しておりません。

○野田哲君 新聞の報道などでは、総理の四月末から五月初めにかけての日程等もあわせて、五月十日式典、五月十四日運航開始、こういう報道がされておりますが、大体そういうことで受けとめていいんですか、予定は。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 新聞にはいろいろ書いてありますが、残念ながら私の方ではまだそういう具体的な日時等については関係していません。

○野田哲君 この設置法審議の中で、法務省の機関について新国際空港の開港日と密接な関連を持った内容があるわけでありまして、架空の日取りの中でこの法案を審議してくれというの、いかにもこれは見識のないことになるわけですが、まあ、この押し問答をやっておいても仕方ありませんが、けさの報道を見ると、警察庁の方では破防法の適用は可能であるというところで、いまにも破防法適用に踏み切るかのような印象の報道が出ておりますし、中身を見ると、個人にまでもこれが適用可能なのだというふうな報道がされておりますが、もともと破防法というのは法務大臣の所管事項になると思うんですが、警察庁がずいぶん先行した形でこの問題について検討しているようでありまして、法務大臣としてはどういうふうな考えをお持ちですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 過般起こりました事件について破防活動防止法を適用するかどうかと、こういう問題は、もちろん法務省所管の公安調査庁は常にそういうことを検討しておるわけでございます。しかし、あの事件そのものに破防活動防止法を適用するかどうかという件については、御承知のとおり破防法はきわめて厳格に適用を考へなかならない、逆に言いますと、きわめて慎重な取り扱いをしなかならない、かように法定されておるわけでございます。ただ、その団体の規制等についてというよりも、いまいかなる取り扱いをするかということ、法務、検察、それから警察、こういうもので検討しておりますのは、破防法における罰則の問題について適用をすべきかどうか、適用が可能であるかどうか、その方がよろしいかどうか、こういう問題を詰めておることは事実でございますが、まだ適用するとかしないとか結論に至っては私の段階ではおりません。

○野田哲君 国際空港についての新立法についても検討されていると、こういう報道がされておりますが、どういふ内容のものを検討されているわけですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 新聞にいろいろ書いてありますが、新立法というのはいささか立法問題であらうと思ひます。法務省として、あるいは警察庁、警察関係ともいろいろ詰めておりますのは、御承知のように、いわゆる暴力集団によってああいう破壊活動がなされた、これはもうとてもないことではございますが、これを防ぐことができなかった、現実においては、重要な部分が、管制機能が破壊されて、そこで一体あれほどの警察官の大動員をして警備をし、そして結果においてはこれが破壊をされた、こういう事態について、現在の各般の法律でこれに対処することができない仕組みになっておるのかどうか、あるいは仕組みにはなっておるけれども、警備上の手違い等によってああいふふうになったのかどうか、こういう点を細かく関係省庁、事務当局でも詰めておる段階でございます。いずれにいたしましても、法治国家といたしましてはああいう事態は必ず防がなければならぬ、防除しなければならぬ、排除しなければならぬ、これは当然でございますから。しかし、いま申し上げましたように、現実としてはこれが防除できなかった、破壊された。その間の間隙は、重ねて申し上げますが、警備上の手違いであつたのか、これ以上は現行法上どうにもならないのか、私はさうでないという考えを持っておりますが、そういう点を細かに詰めて、もし現行の法律ではあれ以上のことはできないのだ、破壊されてもやむを得ないのだ、暴力によって左右されても仕方がないのだ、もしかやうになりますれば、これでは法治国家としての存立が危うくなりますし、国民に対しても申しわけないことではあります。そういうことになるのかならないのか、現在鋭意検討をされておるところでございます。いかなる法律が必要であるかどうかというところは、あしたの閣議でその結果

を見て決定する、かやうにしておるわけでございます。

○野田哲君 成田の問題についてはそれぞれの所管の委員会がありますから、これ以上は、その後の経過を見てまた質問いたしたいと思ひます。法務省設置法に關連して出入国管理の問題について伺いたいと思ひます。

○政府委員(吉田長雄君) 崔書勉氏は昭和三十三年六月ごろ不法入国をいたしました。その後東京事務所に出現いたしましたので、不法入国をしたということを申告いたしましたので、今度は退去強制手続がとられたわけでございますが、この方は反李承晩派として活躍したということで、本国で逮捕命令が出ていますと、政治亡命的なことをおっしゃって、いろいろ審査して、結果、法務大臣の特別在留許可が出たわけでございます。

○野田哲君 三十二年の六月ごろに不法入国をしてきたという、この不法入国は、どこにどういふ方法で不法入国をしたわけですか。

○政府委員(吉田長雄君) ただいま申しました東京事務所に出現いたしましたのが、不法入国したちやうど三年後の昭和三十三年六月六日に出現したしております。三年たつた後でございますが、いろいろ尋ねたんですが、飛行機で来たということと、どこへ着いてどうなつたのかということとは全然確認いたしております。また確認できなかったということでございます。

○野田哲君 確認できないというものは、これは私はちやうどつかつかつと思ひますが、私の調査したところでは、これはアメリカの軍用機で立川基地に入つてきている、こういう情報を得ているわけですから、この出現するまでの三年間どこで何をやっていたか調査をされておりますか。

○政府委員(吉田長雄君) 何分古いことではございますが、ファイル調べているのでございまして、たしか韓国カソリックの歴史を調べるために、

何かカソリック信者のところにかくまわれていたというふう聞いております。

○野田哲君 不法入国して退去強制手続をとられた者が法務大臣によって特別在留許可になった、これはどのような理由で、不法入国した者、退去強制手続がとられていた者が三年後に特別在留許可が与えられたんですか。

○政府委員(吉田長雄君) ただいま申し上げましたように、これはまだ李承晩政府の時代のことでございます。要するに政治亡命的な点が本人の申し立てにあるわけでございますが、他方、本人はここの歴史の研究をもつたらしいということで、保証人も確実な保証人もあり、したがって生計上問題がないということと、そういう点を考慮して法務大臣の在留特別許可が出たわけでござい

ます。

○野田哲君 この特別在留許可については、一説によると、これはもう名前を出してもいいと思ひますが、当時の最高裁の長官の田中耕太郎さんがそのことでずいぶん奔走されている、こういう情報がありますが、いま入管局長は確実な保証人があつたというふうに言われておりますが、この確実な保証人というのはどなたでしたか。

○政府委員(吉田長雄君) これは民間のカソリック信者でございます。田中先生とかそういうこととじゃなしに、余り一般に知られていない信者さんでございます。

○野田哲君 あんまり一般に知られていないカソリックの信者というのが確実な保証人ということになるんですか。

○政府委員(吉田長雄君) ただ、その人の社会的——何といひますか、しっかりした会社になつたとしたポストでおられると、そういう意味でござい

ます。

○野田哲君 それはどなたですか。

○政府委員(吉田長雄君) 三越デパート勤務の長嶋昭さんです。

○野田哲君 現在はこの在留についてはどうなつてゐるんですか。三年ごとの切りかえの扱いになつてゐるんですか、それとも永住許可ということになつてゐるんですか。

○政府委員(吉田長雄君) 四一—一十六—三という資格で三年ごとの切りかえでございます。

○野田哲君 この外国人登録の正式な名前はどんなつておりますか。

○政府委員(吉田長雄君) 崔書勉でございます。

○野田哲君 さつきからカトリックの信者という人が保証人になつてゐるという説明があつたわけですが、一九七四年の発行のカトリックグラフという、ここに印刷物があります。これはカトリックの方で発行されている印刷物ですが、そこでこの崔書勉氏とカトリックグラフの編集者といふ人な問題について対談を行っているわけでありまして、この対談の中で崔書勉氏本人は、崔重夏という韓国における人物と自分は同一人物であると。崔重夏という人物は、重い夏と書いてあります。崔重夏という人物と自分は同一人物であるというのをこのカトリックグラフでははっきりと本人が語つておられるわけですが、そういう事実は把握しておられませんか。

○政府委員(吉田長雄君) わが方としましては、その確認は不能でございます。

○野田哲君 この崔重夏という人物の問題について、先ほど入管局長は、反李承晩派の運動を張勉氏などと一緒に行つていた、政治亡命だ、というふう言われたわけですが、一九四七年に韓国では非常に有名な政治テロによる殺人事件があつたことを、法務省あるいは外務省承知をされてお

りますか。

○政府委員(吉田長雄君) 話は聞いております。

○野田哲君 外務省いかがですか。

○説明員(佐藤嘉善君) 当時そういう報道があつ

たということ承知しております。

○野田哲君 一九四七年の十二月二日に、韓国の民主党の政治部長の張徳秀という人が暴漢によって惨殺されております。で、崔書勉氏が、自分は本名は崔重夏であるということを認めているわけでありまして、この張徳秀殺人事件の首謀者は、これはこの本人が認めている崔重夏、この人が首謀者となって殺人事件を起こしているわけです。下手人は朴光玉、これは現職の警官であります。それからさらに大学生等ほか五名の者がこれに加わっているわけです。この崔重夏、これは他の八名と一緒に一九四八年に死刑の判決を受けて、大邱の刑務所に収監されていた。その後、当時のアメリカの軍政官のホッジ氏の指示によって、崔重夏はこれは死刑を免れて二十年の刑、こういう扱いになって大邱の刑務所にいた。この大邱の刑務所で朝鮮戦争当時、あのどきどきの中、他の犯人と一緒に逃走したというのが、これが韓国における事実の経過であるわけです。そしてカトリックの信者を装って日本に逃れてきた、こういう経過になっているわけでありまして、法務省や外務省はそういう経過を承知をされておりますか。

○政府委員(吉田長雄君) 一九四八年九月二十八日付でございます。

○野田哲君 先ほどちょっと、その後また韓国へ行ったときに云々という説明があったわけですが、これは恐らく一九六七年のことだろうと思うんですが、一九六七年にこの崔書勉氏が日本から韓国を訪問しておりますが、その出国をした日と再入国をした日、これはわかりませんか。

○政府委員(吉田長雄君) 昭和四十二年八月一日、韓国向けに出国し、昭和四十三年九月七日、入国査証を所持して再び本邦に入国しております。

○野田哲君 警察庁の方、見えていますね。あなたの方では、いまの四十二年八月一日、一九六七年の八月一日に、日本から崔書勉、この人が韓国へ行った、そのときにやみどるやら法外な金を持っていたこと、韓国側で外為法違反で検挙された、いわゆる金浦空港事件、このいきさつを承知をされておりますか。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。

事件がありましたその後、私も情報は情報としてそういうことを聞いております。

○野田哲君 どういう情報ですか。

○説明員(城内康光君) 関税法違反ということで韓国において検挙されたということでございまして。

○野田哲君 ここに当時の内容を報道した韓国の新聞が幾つかあります。それぞれ大きくこの金浦空港事件というのを報道しております。この韓国で当時発行されている新聞の報道によると、一九六七年の八月一日に、崔氏は日本円、ドル、小切手等で総額で三千万以上の金を韓国に持ち込もうとして韓国の関税法違反で金浦空港で逮捕された。そこで指紋を照合した結果、張徳秀殺人事件で服役中に行方不明になった崔重夏であるということが判明をした。そのためにソウルの拘留所に収監をされ、残刑を再執行されることになった。刑期は十九年一ヵ月残っていたが、一九五二年の恩赦によって刑が二分の一に減刑されたが、なお残

刑は九年一ヵ月残っている。これを執行されることになった。こういうふうな報道をされているわけですが、先ほど入管局長は、一九四八年に赦免令によって無罪放免になっていると、こういう説明がありました。韓国の当時の一九六七年の八月の韓国の新聞の報道ではそうならないんです。まだ残刑が九年も残っている、これを執行されるんだというふうなことに報道されているんです。これは入管局長の説明と全然違うわけなんです。

そこで、いまの説明によると、一年経過したらまた日本に再入国をしているわけでありまして、けれども、先ほどの入管局長の説明と、この金浦空港事件のときの逮捕された報道とは全然合わないですね、これは。これは間違いなくあなたは韓国側に照会をしてさっきの一九四八年に赦免されたということを確認をされているんですか。

○政府委員(吉田長雄君) 一九四八年の赦免はわれわれの資料によりまして事実でございます。

それからもう一つ、先生ただいまおっしゃいましたことは、先ほど私が説明いたしました刑の残りがあるということについては、ソウルの高等法院に本人が抗告をいたしました、同法院から取り消し決定、要するにその執行は取り消すという高等法院の決定があったわけでございます。

○野田哲君 これはあなたの方の説明は全然違うんじゃないですか。これは朝鮮戦争のときのどきどきで服役中の大邱の刑務所から脱獄をして、それから捜査の手を逃れるためにカトリックの教会に転がり込んで、それから日本に密入国をした、こういうことであって、一九四八年に赦免をされているというふうなそういうことには私の調査ではなっていないし、韓国側の金浦空港事件の報道によってもそれはなっていないんです。私どもの得ている情報では、彼が赦免をされたというのは、朴大統領の時代になって朴大統領の就任の恩赦によって減刑をされた、こういうふうな新聞などでも報道されているので、これは事実とは全く入管局長の説明とは私どもは違うんじゃないかと

思うんです。これはもう一回ぜひよく調査をしてもらいたいと思うんです。

そこで、これは入管局長なり法務大臣に私は伺いたいと思うんですが、いづれにしても、政治亡命だとか何とかいう説明があったわけでありまして、けれども、殺人事件を犯した殺人犯で残刑がある者が、その後逮捕されて間もなく釈放されたまま日本に舞い戻ってくる、これはいかにも不自然な印象を持たざるを得ないんです。端的に言うならば、彼がそういう扱いを受けて今日まで日本に在留をしている、これは彼に対して韓国側から特別の任務が与えられて赦免になった、そういう扱いを受けている人物としか私どもは考えられない。現に彼がいまやっている韓国研究院、その分院と、元日本の外務省の外交官で駐韓大使を務めてこられた金山政英氏、この人が所長をやっている国際関係共同研究所、この事務所が南青山の同じ場所にあるわけですね。電話番号まで同じなんです。

片や政治テロによって殺人事件を起こして一回は死刑の判決を受けた人と、そして片や駐韓大使を務めた日本の高官、この人が同じ場所の同じ電話を使っている研究を持っていて、いかにこれは奇異な感じを受けざるを得ないんですが、法務大臣、いままでの私の質問を聞いてどうお感じになりますか、これが正常な形で在留というふうな判断できますか、いかがですか。

○政府委員(吉田長雄君) ただいま申しましたように、終戦後韓国というのには非常に動乱をいたしました、国内政治の上からいろいろな問題があったことは先生御存じのとおりでございますが、反対党と時の与党、それがまた入れかわるといいうろろなことがあったわけでございます。わが方といたしましては、そういう韓国内政に干渉するつもりは毛頭ございませんけれども、しかし、常識上、政治亡命に逃げた人、あるいはやはりこれは人道に救ってやるべきだという見地に立っているわけでございます。それが韓国の政争にわれわれがインポブルされると、巻き込まれるということはないように十分配慮はいたしております。

○野田哲君 入管局長は、韓国の政争に巻き込まれて日本に來た人は救つてあげるのが云々と、こういういま説明があったわけですが、日本には政治亡命者を受け入れる法律があるんですか。

○政府委員(吉田長雄君) これはたびたび国会でも御説明申し上げておりますように、ただいまの入管令に基づいて法務大臣の特別在留許可を受ければ、そういうたいくの人でも現在入つてこれるわけでございます。

○野田哲君 私どもは、この崔書勉氏が、日本の政府によって特別在留許可を得て、韓国での刑の執行が赦免をされて日本に來る以来ずっと在留をされていることについては、先ほども言ったように、彼は特別の役割りを持っているがためにそういう扱いになった、これは日本の政府と韓国の政府との合作である、こういうふうに見ざるを得ないと思ふんです。私も韓国の問題に関心を持つ多くの国民の間では、彼は日本における朴東宣の役割りを果たしている、韓国研究院というのは日本におけるKCIAのアジトである、そして日本における政界、財界、言論界あるいは学界に対する一本釣りの工作の拠点である、こういうふうな認識を持たざるを得ないわけでありまして、現にそれを裏づけるような資料がありますので、それについて伺いたいと思ふんですが、ここに一九七七年十一月八日付の韓国で発行されている毎日新聞があります。この韓国の毎日新聞のトップで、韓国の国会での予算決算委員会での質疑の模様を報道しております。どういふ報道がされているかといふと、野党側の議員という人の質問でありまして、最近日本で第二の朴東宣として、雑誌発刊、古典書籍の翻訳、セミナーを開いている韓国研究院院長崔書勉がうわさになっていると述べ、問題の韓国研究院に政府が二万五千ドル、つまり一九七七年の韓国側の会計で二万五千ドル、そして七八年には二十万ドルを援助する予算が計上されているが、この理由は一体何であるのか、また金山氏のやっている国際共同研究所にも、七七年に二万ドル、そして七八年に

は十萬ドルを援助することになっているが、援助内容と理由を明らかにせよ、こういう追及が行われ、政府はなぜ肥料ブローカー、あるいは米ブローカー、書籍ブローカーをやっている人間に対してそのような援助をする必要があるのか、こういうふうな質問が行われているわけでありまして。この報道は新聞の一面のトップに大きく載つたわけでありまして、二版以降ではこの質問の内容が全部姿を消しているわけでありまして。

そこで、大蔵省にまず伺いたいと思ふんですが、いま私が読み上げた資料によりますと、この崔書勉氏と金山さんのところに、七七年で崔書勉氏の方には二万五千ドル、これは約六百五十万円、金山さんの方に二万ドル、約五百万円、韓国側からは支出をされているわけでありまして、この日本への送金手続がどういふ形で行われているか。

○説明員(橋本真夫君) この韓国研究院とかその分院、国際関係共同研究所と、いずれもはつきり性格がわかりませんが、日本で設立された団体で、外国為替管理法上居住者に当たると思ひます。こういう居住者に対して外国から資金が外貨で送られてきた場合には、贈与とか寄付とか、こういう場合、外国為替管理法では規制しておらない状況でございます。私もこの送金手続を調べることは大変むずかしいわけでございます。外為法全体が有効な外貨の利用という観点から、日本から資金が出ていくときはやや厳重に、日本に入つてきますときはやや緩和された形で体制がなっておりますので、こういうふうな贈与、寄付につきましては規制がございません。そういうわけでございまして、御了承いただきたいと思ひます。

○野田哲君 これは外務省、非常にかかわりがあるんですが、外務省あるいは国税庁、法務省、それぞれわかつていけば答えていただきたいんですが、私の調査をしたところでは、この韓国研究院というのも国際共同研究所というのも、これは法人登記がされていないし、関係のところに法人の

届け出がされていないと思ふんですが、この事実が間違いないか。——わからなければいいです、後で調べてもらえばいいんですから。これは法務局で調べても法人という扱いになっておりません。

国税庁に伺いますが、法人の扱いになっていないければ、先ほど言ったような金が韓国政府から支出をされて送られてきた場合には、これは個人に対する贈与所得になるんじゃないかと思ふんですが、国税庁ではこの二人の所得についてどういふふうに把握をされておりますか。

○説明員(北村恭二君) ただいまのところ、たゞいまお話をいたしました二つの団体、韓国研究院あるいは国際関係共同研究所につきましては、詳細承知していませんのでございまして、ただ承知しております範囲で申し上げますと、何か国際関係共同研究所というのは韓国研究院の一部ではないかというふうに承知しております。いま先生お話しのように、法人格というのがございせんければ、これは税法上の公益法人等というものに当たらないので、いわば税法上の人格のない社団といったようなものに該当するのではないかとこのように考えられるわけでございます。したがって、まあ仮にこの団体が法人格のない社団等ということでございします場合には、税法上は当該団体が事業を営んでいる、しかもその事業が法人税法の施行令に掲げる収益事業に該当するということであり、かつその事業の結果所得が生じているといったような場合だけが法人税の課税ということが出てくるわけでございます。

○野田哲君 調査はされておりますか、把握をされておりますか。崔書勉、それから金山政英、この両氏の個人の所得、それからそれぞれのいわゆる法人ではないがその事務所などのような収入があったか、調査をされておりますか。

○説明員(北村恭二君) 個人の関係につきましては、わが国の居住者として税法上所要の手続をとっているというふうに承知しております。それから、いま申し上げました団体の関係につ

きましても、お尋ねのような団体があることは承知しているわけでございます。御指摘のような点についても十分関心を持って処理してまいりたいというふうに考えております。

○野田哲君 法務大臣に見解を伺いたいと思ふんですが、昨年は金額としては二万五千ドルあるいは二万ドルということで、五、六百万円の金がそこへ韓国の予算から支出をされている。このことは、韓国の毎日新聞で、野党議員の質問として、向こうでは予算決算委員会となっておりますが、その中で指摘をされているわけですから間違いないと思ふんですが、七八年度、向こうの場合は歴年ですけれどもすでに始まっているわけでありまして、七八年度でこの韓国研究院に対しては二十万ドル、共同研究所には十萬ドル、いまのレートで換算いたしましたも崔書勉氏の方に四千五百萬、金山さんの方に二千二百萬、こういう金が韓国の予算から支出を予定されているということなんでしょう。これは奇異に感じられませんか、いかがですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 私もきょう初めてさようなお話を聞きました。また、法務省の資料等も、いま今日までの資料等も見ておるわけでございしますが、いわゆる法人格といふものは、法律上の法人格を持たない団体といふのは、協会であるとか研究所であるとかいろいろあるわけでございます。したがって、それに対して韓国政府が、どういふ趣旨か私はいまつまびらかにしておりませんが、いろいろ研究するといふ内容になっておるようでございますが、それに助成するといふ意味で資金援助をしておる、かように見られると思ひます。でありますから、それが必ずしもけしからぬとか、違法であるとかといふふうには私は考えないのでありまして、その送られた資金がどういふふうに使われているか、あるいは個人所得の他の問題があると思ひますが、いわゆる法律上認定された法人でなくとも、研究所その他について、韓国問題等について研究しておるかというに

なっております。ありますから、それに援助をすること自体が特別に奇異に感ずると、かようにはいまのところ考えないわけでございます。

○野田哲君 先ほど私が指摘をしましたけれども、政治テロであろうと政治亡命であろうと、いづれにしても韓国で殺人事件を犯した人であることは間違いないのです。それが韓国の政争、朴大統領の就任、そういうような動きの中で、残余の刑があるにもかかわらずしやばに出て、日本に来て、そして日本では特別在留許可を与えた、こういう人と、そして片や韓国の大使を務めた人、この人が、先ほど政府委員の方から説明がありまして、つまり一つの部屋、一つの電話を使って事務所を持っているわけです。そこへ総トータルにして年間七千万円近い援助の金が韓国から支出をされるということになっているわけですから、これは韓国政府が何らかの意図があつて送ってくるのか考えられないですよ。韓国の国会の中で、野党の議員が日本の朴東宣という表現を使っているのもまさにそこにあると思うんです。世間のうわさで、あの韓国研究所、そして金山さんがやっている共同研究所、これはKCIAのアジトであると言われているのは、まさに単なるうわさだけにとどまらず、それだけの金が韓国の政府の側から流れてきている、このことで私はその一端を示しているのではないかと思うのです。

時間がありませんから、私の質問はここでとめてまた午後が続けますけれども、委員長にお願いをしたいと思うのですが、国税庁の方から、韓国研究所とそれから共同研究所、この二つ、法人格を持たない法人と言われたわけですが、その五十二年度の収支、それぞれの事務所が収支がどういうふうになっているか、それからこの二人の個人の所得がどういうふうになっているか、これはぜひこれらの疑惑を解明するために資料として提出を求めたいと思うので、そのようにぜひお取り計らいをいただきたいと思ひます。

○委員長(塚田十一郎君) ただいま野田君が要求

されました資料につきましては、後刻理事会で協議をいたしました結果、決定したいと思ひます。

○井上計君 私のお尋ねすることは矯正局長からお答えいただければ結構でございます。

ではお尋ねいたしますけれども、議題となつておりますところの設置法の一部の改正の中で、那覇刑務所の施設の老朽化による移転、あるいは東京医療少年院の老朽化による移転、名称変更というふうなものが議題となつておるわけであります。そこでお尋ねをいたしますけれども、このような刑務所あるいは少年院、さらには拘留所、そのようなものの移転等について、法務省当局としては、恐らく数十年先、まあどの程度の将来を展望して移転計画を立てておられるのかということになります。まあ、周辺に学校だとか、あるいは一般住居というふうなものがない、あるいは将来ともそういう地域の発展開発というものが行われないうちであるというふうなこともあるいはお考えではなからうかと思ひますが、そういう面につきまして、どういうお考えでこのような移転計画を決定をされるのか、実施をされるのか、それらをひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(石原一彦君) 現在、矯正の現場施設は三百五十五ございます。そのうち整備を要する庁は約百十庁でございます。これらにつきましては、予算の關係もございまして、財政当局に十分実情を説明いたしまして、順次改築を進めていきたいと思ひております。

なお、刑務所、少年院等でございますけれども、建造のころもあり、ブロックのころもあり、コンクリートづくりのころもあるわけでございまして、木造は二十年、ブロックは三十年、鉄筋が五十年が一応耐用年数と決まっております。それと、予算の關係を勘案いたしますと、耐用年数が過ぎてすぐに改築するというわけにはいかない場合もございまして、そのために補修等につきましては十分配慮をいたして次第でございます。

なお、施設の移転問題につきましては、先ほど

申し上げました三百五十庁のうち五十庁が地方公共団体等から移転要請を受けているのでございまして、これらの移転要請がございましたが、御承知のとおり矯正施設の移転という場合には、まず職員的生活環境というものがございまして、沖繩刑務所の場合におきましても、那覇市から知念村へ二十キロ離れているわけでございまして、そこに移らざるを得ません。それからさらに、被収容者の処遇環境というものが大切でございまして、矯正職員のみが処遇をするわけではございませんので、社会的資源といひますか、宗教教師の方々、あるいは篤志面接委員の方々、あるいは保護司の方々、さらには地域の学校の先生方、夜あるいは休日等においでくださつて御指導をいただくということも必要でございまして、そうした環境をも考えなければなりません。なお、被収容者そのものにつきましても、余り山の中であるとか、あるいはまた湿地帯であるとかというわけにはまいりません。犯罪を犯した者とはいひながら、いずれば社会に復帰する者でございますので、そうした面で、運動場の確保、あるいは水の確保等々に重要な問題があるわけでございまして、そこで、法務省の気持ちといたしましては、率直なところ、古くなつたものがあつても現在地で改築したいといふのが偽らざる気持ちでございます。しかしながら、地方自治体等から強い御要請がございまして、しかもその御要請が、施設があるために当該地方公共団体あるいは地方自治体の発展に支障を来している、また私どもの施設を除くことが地方公共団体の開発に利益になるといふような場合がありまして、早急に移転ができるというような場合には、地方公共団体と十分話し合いをいたしまして、すなわち移転候補地、これは適当な地でなければならぬのでございまして、移転候補地の提示を受ける。それから特定国有財産を持つてございまして、建築交換方式によつて移転をするというように、それからその土地

を採すにつきましては、どうしても地方自治体等の積極的な御協力を得なければなりませんので、そうした御協力を得まして、いわば円滑な移転の条件を整う限りにおきましては移転を検討していきたい、かように思つております。しかしながら、実情は相当長期にわたる場合が多いのでございまして、よく私は前九年後三年の役と、こう言うのでございまして、早い場合でも三年、長くても九年、場合によれば合せて十二年というふうなところもございまして、われわれとしては対処に非常に苦勞をしているところでございまして。

○井上計君 それでは、それと関連をしてお伺いいたしたいと思ひますが、いま名古屋の拘留所が大変老朽化しておるようでございまして、それについて移転についていろいろと検討しておられるようですが、現時点におきましてこの計画の推移といひますか、それらの状況等についてひとつ御説明をお願いいたします。

○政府委員(石原一彦君) 名古屋拘留所につきましては、井上委員十分御承知のとおり、本体の建物は昭和十三年に建てられたのでございまして、戦災で一部焼失いたしました。その後昭和二十二年に戦後の粗悪材によつて復旧されました。というように、きわめて老朽化をいたしております。特に東海地震ということが言われております。もしここで倒れるようなことがございまして、場合には、被収容者にも職員にも相当の被害の出ることが予想されるのでございまして、早急な改築が必要とされているわけでございまして。

ところで、ただいま御指摘のように、昭和四十七年以降、最初のうちは移転してほしいという御要請がございました。そこで私も名古屋市といろいろ交渉を續けてまいりまして、九カ所の移転候補地を挙げて検討いたしましたのでございまして、遺憾ながら適地を得ることができなかったのがございまして。その間、実は昨年の十一月でございまして、名古屋弁護士会から法務大臣に対しまして、いわゆる未決拘禁者の人道的な処遇という

と、まず一点は、敷地が狭いどうしても高層の建物にならざるを得ないわけでございます。そうすると、下手いたしますと十七階から二十階というようなことになりまして、名古屋市で一番の高層建築が拘置所だというのも、これもいかがかというところもございまして、これは引込めざるを得ません。

それから、拘置所の場合は、御承知だと思いますが、ただいまも御指摘のありましたように逃走その他があつてはいけませんので、宿舍を施設に併設するわけでございます。看守等の第一線職員を義務官舎といましてそこに住まわせなければなりません。ところが、公園地帯には宿舍の建設ということが許されませんし、またそれも名古屋市の美観その他の点を考えますと適当ではないだろうということで、御提示をいただきました敷地

につきましては、十分検討をいたしたのでござい
ますが、遺憾ながら私どもの要望するところと、
名古屋市あるいは住民の方々とのお話の間に接点
点がございますので、現在位置改革をやむを得
ないのではないかと、こう判断しているわけでござ
います。しかしながら、仮に現在地に建設する場
合に至りまして、今度建てる建物につきましては、
まず地域の環境に適合したものにしなければ
ならないと思っております。

私事にわたって恐縮でございますが、私自身若
いころ名古屋地検に勤めておりました、ちょうど
道の角のところにへいが出ておってどうもみつと
もよくないのでございまして。矯正局長になる前か
らそう思っております。そのことを、なりまし
てこのお話が出たときにも十分事務の方とも話し
合つたのでございまして、そういう関係から地域
の環境に即したものにしよう、いわば市街地に
おける矯正施設といたしましてへいがない施設を
つくろうと、といひますのは、へいがないと逃げ
られるという御心配があるかと思ひますが、決し
てそうではございませんで、管理棟といひます
か、職員の勤務するところを周りに配置いたしま
すればへいがなくとも済むわけでございまして。全
面的にへいなくすることができるとか、この
へいもつと検討しなければならぬとせんけれども、
少なくとも前面の地帯、道路に面するところには
へいを置かない形でつくっていきまして市街地に
適した施設にいたしたい、かように思っております。
特に、これまで暴力団等が出所いたしました
ときには周りに群がらぬでございすけれども、へ
いがございますために道路の前あるいは付近住民
の住宅にも御迷惑をおかけいたしました。そこ
で、庁舎の前面にはへいをつくらずに、もしそう
いう出迎えがあった場合には、拘留所の敷地である
前面部分に入れるということになりますれば、率
直のところ警備もしやすくなりますし、付近の住
民の方に御迷惑をかけないのではないだろうか、
こういうことを考えております。

それから、名古屋拘留所は非常に柔道、剣道等

の武道が盛なところでございまして、全国の矯
正施設の大会等におきましては上位に常に入賞し
ているところでございまして。したがって、現
在は汚い武道場を使っているでございまして、
今後の場合には、刑務官の体力の保持の見地から
も相当な武道場をつくりたいと思っております。
そうした際に、有段者につきましては町の学校等
に指導に参るほかに、武道場を私どもでも必要と
しない場合には開放いたしましてお使いいた
くようなことも考えたいと思っております。

なお、拘留所、刑務所ともに同様でござい
ますが、ほかの施設から護送してまいります。その護
送職員を、長旅でありますと疲れるものですから
、待機所を設けてそこで休ませますが、そ
ういふところも、でき得れば市民の方に御開放申
し上げるといふようなことも考えまして、市民と
ともにある拘留所というように十分御要望
を承りたいと、こう思っております。いまだ具体
的な御要望は出ておりませんが、出ました
際には、私どもも誠実に検討いたしまして対処し
てまいりたいと考えておるところでござい
ます。

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

○井上計君 いろいろと計画等承りまして、かな
りといひますか、相当地元のあるいろいろな事情等も御
案内いただいた御検討いただいたこととわ
かりました。これについては大変了といたします。が、
先ほどお答えいただきましたように、ぜひひと
つ、現在でも地元としては現在地改築でなく移転
を要望いたしておる、強く要望いたしておるとい
うことはおわかりのとおりでありますし、また、
いまお答えの中に、市民とともにある拘留所とい
うふうなお答えがございましたけれども、できま
すれば、やはり現在地改築でないことを強く望ん
でおるといふことはひとつ改めて申し上げます
で、十分ひとつ御検討を加えていただきます
や、いろいろな事情で万やむを得ないといふ
なときには、さらにいまお話しただきまし
うな計画、それらを地元で十分示していただき
まして、地元の人たちが納得するような、そうし

て心から地元改築である、このように思うよ
うなひとつ段階までぜひ御努力をいただきますよ
うに要望いたしまして、これはもう御答弁要りま
せん。私の質問を終わります。

○委員長(塚田十一郎君) 午前の質疑はこの程度
にとどめ、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後二時三十八分開会

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員
会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りい
たします。

法務省設置法の一部を改正する法律案の審査の
ため、本日、新東京国際空港公団総裁の大塚茂君
を参考人として出席を求めたいと存じますが、御
異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(塚田十一郎君) 午前中に引き続き、法務
省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし
ます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 警察庁に伺いますが、午前中の質疑
で一九六七年、昭和四十二年の八月一日に、崔書
勉氏が日本から韓国を訪問して、そこで不法な金
を所持していたといふことで韓国で事件になつ
ていたわけでありまして。これは日本から持ち出し
た金なんです。日本でも当然問題にならなけ
ればならぬと思うんです。警察庁の方で、午前
中の質疑でそういう情報は聞いたという話があり
ましたが、日本では全くこれは事件になつていな
いんですか。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。
午前中お答えいたしましたように、そういうこ
とがありましてから、私どもはそのことにつつま

して、後日風評として耳にしたということござ
いまして、その詳細、たとえばどういふ通貨をど
ういふふうにしたといふような点については、細
かいことは承知していなかったということであり
ます。

○野田哲君 韓国ではその後やむやの取り扱
いとなされていようでありますけれども、現実に
はやはり関税法違反で逮捕されているわけでは
ない。これは韓国側からは、日本から不法な金を持
出したといふことについての照会、連絡等は一切な
かったんです。単なる風評だけなんです。

○説明員(城内康光君) 私もこのことについて、
また再度昼休みの時間にいろいろ調べてみたわけ
でございますけれども、そういう連絡はなかつた
ようでございます。そしてまた、それは単なる風
評程度のことでございます。それについて捜査
をしたといふようなことはないのでござ
います。

○野田哲君 警察の方は、風評であつても調べる
ときは結構調べるんですが、この点は風評を聞
き流しにしている。これはやはり、何かそこに特
別の事情が介在しているような感じを持たざるを
得ないんですが、吉田局長、四十二年の八月一日
に崔書勉氏が韓国へ行つて金浦空港で逮捕され
た。そのことについて、これは米人二人がその直
後に、逮捕の報に接してすぐ日本から飛んで行つ
てもみ消し工作を行つて、それで彼はその後間も
なく釈放されたんだと、こういう情報があります
が、日本から米人二人が、その直後に韓国ソウル
に行つたことについて、あなたの方では事情は
わからないんですか。

○政府委員(吉田長雄君) 私、そのことはただ
いま初耳でございます。全然聞いておりません。
それから、米人が行つたかどうか、アメリカ人は
日本と韓国の間、たくさん往復いたしますので、
どのアメリカ人が名前を言つていただかないとち
よつと手がかりもございせんので、御了承願
います。

○野田哲君 それはそうでしょうがね、韓国でも

国内でも、この二人が崔書勉のその後の活動についてのキーポイントを握っているという風説、情報があるわけです。つまり、これはCIAの職員であった、こういう説があるということを私は申し上げておきたいと思ひます。

そこで、この四十二年八月一日に日本を立つてソウルに行つて、それから四十二年九月七日にまた日本に再入国をしている、こういう報告があったわけですが、その後のこの崔書勉氏の韓国への往来、それからアメリカへの従来の記録については、入管の方ではどういふふうに承知をされておりますか。

○政府委員(吉田長雄君) 大体年間約二十回ぐらい、これは行き先よくわかりませんが、主として韓国だと思ひますが、出入りがござひます。

○野田哲君 一九七三年の出入国の記録はどうなっておりますか。

○政府委員(吉田長雄君) 一九七三年は十九回の出入国が行われております。

○野田哲君 十九回というのはどこですか、内訳を報告してください。

○政府委員(吉田長雄君) 私の手元には行き先が書いてござひません。出国した場所は主として羽田でござひます。

○野田哲君 これは行き先を明らかにして後で資料を示していただきたいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(吉田長雄君) すぐはできないと思ひますが、また後日先生と御協議を申し上げたいと思ひます。

○野田哲君 警察庁に伺ひますが、金大中事件でこの崔書勉氏から事情聴取を行った経過がありましか。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。警察は事件発生以後各方面からの情報収集に努めておるわけですが、金大中氏と交友関係にありました崔書勉氏からお話を伺つております。

○野田哲君 何回ぐらい聞かれましたか。

○説明員(城内康光君) 回数まではちよつと私の手元にござひません。

○野田哲君 法務省に伺ひますが、一九七三年に金大中氏がアメリカから日本に来た、そのときの身元保証人はどなたでしたか。

○政府委員(吉田長雄君) 金山政英氏でござひます。

○野田哲君 警察庁の方では、この金大中氏と、それから崔書勉氏が何回か会つてゐる事実を把握されてゐると思ひますが、大体一九七四年、あの事件の前に、金大中氏が日本に來られてからその間に何回ぐらい崔書勉氏と会つてゐますか。

○説明員(城内康光君) 先ほどもお答えいたしましたように、崔書勉氏からはお話を伺つております。そしてまた、いろいろと私どもの捜査に協力いただいた話を伺つております。先ほど申し上げましたように、金大中氏とは交友関係にあつてはばしは行き來があつた。私どもの事情聴取の中ではもつといろいろ詳しいことを伺つておりますけれども、結論をいたしまして、同氏が金大中氏事件に關係したとは考へておりませんので、そういう私どもも聞きまして細かいことについて触れることについては遠慮させていただきたいと思ひますし、またそういうことを御理解願ひたいと思ひます。

○野田哲君 彼自身がインタビューの中でこう言つてゐるんです。崔書勉氏は、「金大中君が日本亡命中、慰めを得るための数少ない訪問先の一つで、この私のところだつた。私は学問の人のなで、政治問題への関与は分を過ぎることかもしれないが、一つは友人として、もう一つは証人として、行動を起さざるをえなかつた。」と、こういうふうにも言つてゐるわけですが、そこで、これによつても、いまの報告でもかなり何回か金大中氏と會つてゐることは証明されるわけですから、これも、事情聴取の中で、いわゆるタカラホテルの一件について事情を聞かれましたか。

○説明員(城内康光君) 事情聴取の中身につきましてはもちろん捜査本部で詳細把握しております。

て、私の手元では、実はそのことについては聞いたのか聞かないのか、その点ちよつとわからないわけではござひます。そして、先ほど申し上げましたように、事件との關係は認められないという捜査本部からの報告に私も接してそのように理解しておるわけではござひます。

○野田哲君 事件との關係ということになれば、これはあの拉致された現場の關係者ということになるわけですから、それはあるいはそうかも知れませんが、崔書勉氏から情報事情聴取の中で得てゐると思ひますが、この点いかがでしょうか。

○説明員(城内康光君) 御質問のとおりでござひまして、いろいろ詳しいことは捜査本部においては何つておりますけれども、この崔書勉氏は警察の捜査に協力してくれた方ではござひますし、その話の中身の詳細について申し上げるのは差し控へさせていただきますというところでござひます。

○野田哲君 また前に返りますけれども、法務省、吉田局長、彼が不法入国として日本に來た、それからこの在留許可、法務大臣による特別の許可を受けるまでの期間というのはいくらありますね。この間の彼の行動については、法務省としては特別許可を与えるに当たつては、一回は国外退去という扱いをした者をその後特別許可を与へてゐるわけですから、相当これは把握をされた上でのことだと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(吉田長雄君) いろいろ、本人からその当時どうしてゐたか聞いたわけではござひますが、これはカソリック信者の保護で、自分は昔カソリックが韓国に入つた歴史を圖書館なんかに通つて調べてゐるということ、何か生活費はそういう善意の人の負担で賄つてゐるんだというふうになつてゐることは承知しております。

○野田哲君 どこに住んでゐたかということ、事情聴取をされてゐると思ひますが、どこに住んでゐましたか。

○政府委員(吉田長雄君) いま手元に、そのときどこに住んでゐたかということのちよつと書類はござひませんが、もちろん捜しますと、大分前のことではござひますが、そのときの住所はわかると思ひます。——その事件当時は東京都渋谷区大山町十四でござひます。

○野田哲君 いま言われたところはだれかが提供したと思ひますが、だれが提供した住居ですか。

○政府委員(吉田長雄君) 資料がござひません。この十四番地の多胡方でござひます。

○野田哲君 杉並区の方に居住をしてゐたという記録はありますか。

○政府委員(吉田長雄君) ここには、その事件当時のには出てまいりません。

○野田哲君 警察庁ね、彼が三十二年の六月に米軍機によつて立川に入つてきた。それから、その後、先ほど報告のあつた金浦空港事件、そして彼が不法入国をして東京に來たときいろいろ生活のめんどうを見たと、これはいわゆるドルブローカーの仲間なんですよ。金浦空港事件について、これは明らかに非常な分不相応な大金を持参して金浦空港へ行つてゐるわけですからね、これはやみドルなんですよ、全部。彼が一番最初に入つてきたときの経過というのはいくらあります。当然これはこのやみドルのブローカーとして身辺の捜査をすべきじゃなかつたんですか、単に風聞として外国で起つた事件だからということでは聞き流すということであつたのでは万全を欠いてゐるんじゃないですか、日本から持ち出されてゐるわけですから。その辺は一切警察庁としては聞き流して手をつかなかつたんですか。

○説明員(城内康光君) 先ほどもお答えいたしましたように、具体的な犯罪容疑としての情報をとつたということではなくて、そういう風評について余りはつきりしない形で耳にしたということではござひます。法律的にも私どもは犯罪があると思量するときに犯人及び証人を捜査するということがござひまして、余りその風評、はつきりしない段階で軽々に動き出すというふうなことは——そういう私どもの捜査をするという立場からでは

やはり慎重でなければならぬと、こういうふう
に考へておるわけでございます。そして、当時の
状況をいろいろ聞いてみましたけれども、警察と
して当時捜査というもので着手したということ
はないと、そういうことでございます。

○野田哲君 その調査に着手したことはないとい
うことを私は不当だと言っているんですよ。あな
たは犯罪があつたときに警察というものは動く
だと言つけれども、現に犯罪があつたんですよ。
日本から韓国へ行つて、そのときに日本から膨大
な手続を経ない金を持ち出してから韓国で検
挙されたわけでしょう。そのことは向こうの新聞
には大々的に報道されたわけなんです。当然
情報としても入ってくるんだし、当然彼が帰つて
くれば、日本から金を持ち出してきているんです
から、警察としてもそれなりの措置をとる必要があつた
んじゃないですか、いかがですか、全くそれは
気がつかないということなんですか。

○説明員(城内康光君) 古いことでございます
で、当時のことを余り詳細に調べることにはま
いりなかつたわけでございますけれども、たと
えば、当時新聞に報道されたところによりますとやみ
ドル云々というような言葉がございまして、
本人が果たしてやみドルという形式で持ち出
したのかどうか、あるいは、正規にこちらで働
いてかき出し、そして正規にドルにかえて正規に持ち
出したのか、直ちにドルを持って出たからとい
つて犯罪になるわけではございませんので、そうし
た細かいその間の事情というものははっきりしな
ければ、直ちに捜査に着手するといふわけにはま
いらないといふふうに思つてございまして。そ
して、当時格別の事情があつて捜査をしなかつた
というふうな、そういうことは全くないといふ
うに私は聞いております。

○野田哲君 八月一日に日本をたつて韓国金浦空
港へ着いて、そこで不法な金を持っていたからと
いふことで逮捕されているわけですから、その不
法な金というのは日本から持ち出しているわけ
でしょう。韓国で不法な金を持っているといふこ
と

は、日本で適法に持ち出したということにはなり
得ないんじゃないですか、いかがですか。

○説明員(城内康光君) 韓国のそういう関係の法
規の詳細について承知しておりませんので何とも
言えないわけでございますけれども、たとえば本
人が申告すべきものを申告しなかつたとか、そう
いう態様もあり得るんじゃないかと。したがいま
し、御念的に言いますと、これはあくまでも理屈
の上だけでございまして、適法に持ち出しても申
告すべきものを申告しなければその土地におい
ては犯罪とされるというようなこともあろうかと思
います。

○野田哲君 押し問答になりますから、私はこの
問題はもう打ち切りですが、結論的に言えば、こ
れは法務大臣、それから政府委員の皆さん、不審
な点がずっとつきまとつていられるわけですが、彼が日
本に在留していることについて、まず第一は、彼
が殺人事件を犯している、このことは隠れもない
事実である。それがいつの間にか刑の執行がうや
むやになつて、そして正規の手続を経ないままに
密出国をし、日本に密入国をしている、こういう
ことでしょう。そして、この密入国をした者が、
不法入国をして一回は退去のための強制手続がと
られていた者が、いつの間にか法務大臣の手によ
る特別在留許可という扱いを受けている。なぜ特
別在留許可を受けたのかといふことで、私が聞いて
もその理由が明らかになれない。そして金浦空
港事件といふことで韓国では大々的に報道され
て、しかも、それが逮捕して指紋を照合してみた
ところ、これはまだ刑の残つていられる殺人事件を起
こした崔重夏であつたといふことが判明して、一
度は韓国で収監された。それが間もなくしゃば
に出て、そしてまた日本に再入国をしている。そ
して今日では、その彼に対して年間数千万円の金
が韓国政府から援助金として送られていられる。ど
う考へてみたつてこれは不可解な扱いですよ。つま
り、韓国側と日本側との間で、政府間に何かの密
約がなければこういうことにはならないはずで
す。しかも、金大中事件でも相当な背後関係を承

知をしている。これは韓国事情について関心を持
っている者が疑惑の目を持つのは当然だと思ふん
です。韓国の国会においても、日本における朴東
宣の役割を果たしているといふことで韓国の国
會議員が指摘をしているわけですよ。しかも、国
税庁の方では、これは退席されておりますからやむ
を得ませんけれども、かなりの金が韓国から援助
として入つていられるが、個人の所得は守秘義務と
して明らかにしない。事務所の金の収支はどうかと
言いますと、法人でないからこれは明らかにでき
ない。これではもう疑惑はますます深まるばかり
ですよ。で私は、一つは一九七三年、先ほど言
いました資料、これをできるだけ早く提出をして
もらいたい。このことをお願いをし、引き続きこ
の問題については、不明な点について法務省なり
警察庁、外務省の方で調査をして報告をしてもら
いたい。このことを要求をして次の問題に入つて
いきたいと思ふんです。

法務大臣に伺いますが、日中平和友好条約が早
晩締結という方向で動いている、こういうふう
に考えられるわけですが、このことにかつて、
恩赦法、これを非常に期待する向きが、特に政界
筋にあるといふうわさがいま流れておりますが、
その問題の前に伺いますけれども、戦後恩赦法に
よつて刑が減刑され、あるいは免罪符を与えられ
た経過といふのはどういふふうになつておるま
すか。

○政府委員(常井善君) 戦後、いわゆる恩赦と言
われまふものは九回行われております。そのうち
大赦が四回、特赦が八回でございます。これは数
が重なりませんが、大赦のときに特赦もあるとい
ふようなことで重なり合う部分があるのでござい
ます。

○野田哲君 その九回の事例を挙げてください。
○政府委員(常井善君) 昭和二十年の十月十七
日、第二次大戦終局の恩赦がございました。以後、
日本国憲法公布、それから第二次大戦……
○野田哲君 ちよつと年月日と。
○政府委員(常井善君) 昭和二十一年十一月三

日、日本国憲法公布の際に行われた恩赦でござい
ます。第三回目が昭和二十二年十一月三日、第二
次大戦終局の恩赦及び日本国憲法公布の恩赦にお
ける減刑令の修正、この際の恩赦が三回目でござ
います。四回目が昭和二十七年四月二十八日、平
和条約発効に伴う恩赦でございまして。その次が昭
和二十七年十一月十日、皇太子殿下明仁親王で
ございまして、立太子に伴う恩赦でございまして。
次が昭和三十一年十二月十九日、国際連合加盟に
伴う恩赦でございまして。その次が昭和三十四年四
月十日、皇太子殿下明仁親王でございまして、御
結婚に伴う恩赦でございまして。その次が昭和四十
三年十一月一日、明治百年記念に伴う恩赦でござ
います。最後が昭和四十七年五月十五日、沖縄復
帰に伴う恩赦でございまして。以上九回でござい
ます。

○野田哲君 この中で特赦といふのはどれとどれ
ですか。

○政府委員(常井善君) 八回でございまして、た
だいま申し上げましたのを繰り返しますと時間を
とりますので……

○野田哲君 じゃ大赦の方。

○政府委員(常井善君) 回数の名前で申し上げま
すと、大赦が第一回目、二回目、それから四回目、
六回目でございまして。

それから、ただいまお尋ねの特赦でございま
すが、特赦が一回目、二回目、四回目、五回目、六
回目、七回目、八回目、九回目でございまして。

○野田哲君 法務大臣、巷間うわさ話があるん
ですが、今度の日中平和友好条約、この恩赦とい
ふことをお考えになつておるんですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 巷間うわさ話がある
のでございまして、私も何と聞いておりま
せんけれども、さういふことは考へておりませ
ん。

○野田哲君 これはもうないといふことで受けと
めていいわけですね、だめを押すようですが。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 恩赦といふものは、
御承知のとおり法秩序によつて、法令によつて決

定されたことを後で変更する行事といいますが、国家的な大変更でたいお祝いの場合に行うことではない、かように思います。

○野田哲君 法務大臣、それはわかりました。

それでも一つ、この質問の内容は通告してないんですが、この恩赦の問題について見解を伺いたいんですが、戦後三十二年の間に九回の恩赦が行われているわけです。この恩赦という問題について非常に矛盾のある問題が起っているんです。それはどういふことかといふと、選挙違反の供託買収とか、あるいはいろいろな刑法上の罪によって制裁を受けている、こういう人たちが、この恩赦によって無罪放免になるわけですが、この恩赦によつて無罪放免になるわけですが、公務員法等の行政処分によつて処罰を受けた者はこの九回の恩赦の際にも、実際これはいまの恩赦法では対象にならないことになっているんです。言うならば、世間で言へば刑法上の罪と行政処分といふ、社会的な常識からいって刑法上の罪の方が重いわけですよ。それが恩赦法の適用によつて無罪放免になる。行政処分によつて停職とか、あるいは場合によつては免職という場合もあるわけですよ。こういう者はいつまでも手心を加えられることはない。これは法体系としては矛盾といふことは言えないですか、どうですか、この点は。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 私も恩赦法、そういう方面を詳細に検討してありませんから確たるお答えはできませんが、何かの国家的な喜びという、先ほど申し上げましたような戦争終結であるとか、あるいは国連加盟であるとか、日本国家としては国民とともに喜び、その喜びをいゆる刑余者にも分かつて軽減をしよう、こういうことだろうと思ひますが、確かに恩赦法の中には行政処分の者が入っております。いま野田さんからそういうお話を聞きますと、何かこうやはり喜びを分かちつ場合にはそういう方にも

分かちつて与えるのが適当じゃないかと、最初に申し上げましたように周到にいろいろな場面を検討しての話じゃありませんが、いまお話を伺つて直感的にはさう考へます。

○政府委員(常井善君) 何と申ししても刑事罰の影響は非常に深刻でございます。その一つといひまして資格制限のような制裁がございますけれども、資格制限にわたることではございませんで、前科者と言われるような立場になりますと、更生上の妨げになります。世間でも白眼視いたしまして、その影響は御承知のように大変深刻かつ重大なものがござります。それを救うということが戦後の恩赦の重要な目的になっておりますので、それと比較いたしますと、行政処分というものは、これはその救済対象といたしまして、刑罰の影響ほどは考えられないといふところに、救う重点が恩赦によつて刑罰の対象者に限って運用されるというところがあるかと思ひますのでござい

ます。

○野田哲君 あなたは、法務大臣がせっかくこの矛盾を感じるといふふうな見解を出されておるのに、後から水をかけるようなことを局長が言われるといふことは、それは議論はかみ合わないですよ。行政処分だって、これはやっぱり世間から白眼視されたり、経済的な損害は、一生ではなくしてこれは遺族にまで及んで、遺族の代まで経済的な損害を受けるという状態が続くわけなんです。それを世間から白眼視される刑罰の対象者を救うんだという、そこが私は矛盾を感じておるんじゃないかといふことを言っているんですよ。刑法の適用にまで至らない行政処分だけで済んだ者が救われる、刑罰の適用を受けた者が救われるというの、私は法律家ではないですから、むづかしい法律議論をしようといふわけじゃないんですが、世間の受けとめ方としては、これは矛盾じゃないですか、こういうことなんです。たとえば、公務員が心ならずも一日、二日無断欠勤のような状態になった、そのために行政処分を受けて停職を受けたとか、減給を受けたとかいふのは、

これはずっと続くわけですよ。減給という処分は、あなたも公務員ですからよく御承知でしょう、遺族の年金にまで及ぶわけですよ。そういうのは復活することはあり得ないですよ。いまの制度から言へば、恩赦があれば、刑務所へ入った人たちは救われて、そういう処分は救われないといふのは矛盾を感じておるんじゃないですか、これは今後、いつかまた日本には恩赦といふような機会があると思うのですが、次の機会までには少なくともそういう矛盾は解消されるべき問題じゃないんですかと、こういうふう聞いておるのです。

○国務大臣(瀬戸山三男君) まあ野田さん、いま局長が言つたのは、これは現行法にそうなっておりますから、行政処分が現行法の恩赦法に入つておるのじゃないかと、こういう説明だと思ひますから、そこはひとつ、あとは立法論になりますので、お許しをいただきたいと思います。

恩赦といふのは、これはいわゆる立憲国家になつてからあつたわけでございますが、立憲国家になる前も、やはり、たとえば昔の將軍の喜びとか、そういうことで何らかの国民に恩恵といひますか、恩恵を施そうと、こういう考へ方であったわけでございます。その当時は行政処分が入つておつたかどうか、それはわかりませんが、いろいろな伝統的なこと、また別に理由があるのかもしれませんけれども、率直に言つて、何となく寂然としないうる感を感じるわけでございます。結論がどうなるか知りませんが、われわれも検討してみたいと、かように考へております。

○和泉照雄君 私は、法務省設置法の一部を改正する法律案の改正点の第一の沖繩刑務所の移転に關連してお伺いをいたしたいと思ひます。

沖繩刑務所の移転建設は管轄方式と、このように聞いておりますが、移転方式には、いわゆる刑務所跡地を地方自治体が取得するかわりに、その評価分だけ投資をして新刑務所を建設する建築交換方式と、国が全面的に資金を出してつくつて、

移転をするときに跡地を地方自治体が買い取る管轄方式と、このようにありますが、過去に移転のあつた刑務所、または近い将来移転が予定されておるものの中で、建築交換方式と管轄方式の種別についてひとつお知らせしたいと思ひます。

○政府委員(石原一彦君) 冒頭和泉委員からお話のありました沖繩刑務所につきましては、一般会計でいたしました、いわゆる特別会計ではございませんので、これはちよつと違ふかと思ひます。で、それ以外の点につきましては、過去五年間の分を順次申し上げておきますと、四十八年に建築されました高知刑務所は管轄方式、四十九年の富山刑務所、管轄方式、五十一年の宮崎刑務所、管轄方式、現在計画中では、栃木刑務所、管轄方式でございます。これに對しまして建築交換方式は、四十八年の盛岡少年刑務所、五十一年の帯広刑務所、五十二年の横須賀刑務所、現在計画中の甲府刑務所及び神戸拘留所でございます。数字をまとめて申し上げますと、過去五年間のうち管轄方式によつたものは四府、建築交換方式によつたものは五府でございます。施設の規模からいいますと、大きな規模の刑務所、拘留所等につきましては建築交換方式を原則といたしております。

○和泉照雄君 それではお伺いをいたしますが、鹿児島刑務所の改築移転は、その移転方式について国と市との間でまだ意見が対立してゐる理由によつてそのように意見の食い違ひが起つておるんじゃないか。

○政府委員(石原一彦君) 鹿児島刑務所につきましては、まず現況を申し上げますと、きわめて老朽化した施設でございます。大半の庁舎あるいは雑居房、講堂、医務室等は明治三十六年あるいは明治四十年に建設されたものでございまして、いわば耐用年数は大分経過いたしておりますが、幸いにして地盤が強固であり、石造でございますので補修等に留意をして使つておるわけでござい

うなところまでございまして、職員が非常に責任の重要性ある仕事をするにおいてもふさわしくない庁舎でございまして、早く改築いたしたいというふうに思っております。一般的に私どもの考えといたしましては、午前中の質疑でも申し上げたのでございまして、現在地改築を原則にいたしていただきたい、かように思っております。ところが、鹿児島市におきましては、現在あるところについて市街地の発展上困るので、どうか移転してほしいということでもございまして、そういうことになりましたら、管轄方式によるよりも建築交換方式によった方がまず早く建築できるわけでありまして、すなわち、管轄方式による場合には国の予算を先につけなければならぬのでございまして、こうした財政事情によりましては容易に予算措置が講ぜられるとは限らないのでございまして。現に管轄方式によった場合の方が建築交換方式によるよりも時間が長くなるということでもございまして。そのほか私どもが鹿児島市に申し上げておりますことは、建築交換方式によりましては、場合の現在の土地の評価につきましては現在の価格をもつてやっていただければ、ところが、仮に管轄方式によりましては、場合によりますが、土地の評価がそう上がってはいくなくなつてきたと言ひながら、なお価格の上昇というものは見られるのでございまして、建築交換方式の方が鹿児島市のためにも御有利ではないかというところがございまして、私どもといたしましては建築交換方式によつていただきたいということで鹿児島市と折衝していると、こういうのが現状でございまして。

○和泉照雄君 法務省の方の意見は聞きました、では市の方の主張は、おたくの方でもいろいろとお聞きになっておられると思うんですが、どういふふうな主張をしておられるのでしょうか。

○政府委員(石原一彦君) 市の方につきましては、現在建築交換方式と管轄方式との差異を申し上げて、建築交換方式によつてほしいということ

を私の方からむしろお願いするような形でやつておりますが、管轄方式によつてほしいというような態度であるようであります。

○和泉照雄君 法務省の方は建築交換方式、市当局は管轄方式と。実は建設予定地が、ちょうど鹿児島市から百キロ離れた吉松町というところにくられる予定になっておりますので、そこが大変なネックになっておられるようで、要するに、鹿児島市につくるといふことになりまして、あそこは場所がもう市の住宅密集地域になっておりますし、市の区画整理の計画中でもある場所でございますし、非常に現在地では困るということの意思表示があつたかもしれないけれども、今度できるところは百キロ離れたところであると、そこで、建築交換方式をされまして、相当な距離の資材の輸送ということ等にもいろいろ経費がかかるし、また離れたところに建築をするということでも職員を置かなければならぬ、こういうようないろいろなこと等、大変市のいまでも相当に圧迫しておる財政を圧迫するといふことが一つ。それから、建築交換方式になりますと、約二十四、五億の金を先行投資せにやりますので、借り入れをして、そういう金利分のこと、先ほどおっしゃつた地価の騰貴よりは、大変高値につくといふような理由から管轄方式の主張をしておられるのでございまして、逼迫した地方財政をこれ以上圧迫するといふことからいまして、私はやはり管轄方式といふものが好ましいんじゃないかと、こういうふうにお聞きでございますが、そういうようなことで、こういうような刑務所の移転について、この建築交換方式と管轄方式について、自治省はどのような御見解をお持ちでしょうか。

【委員長退席、理事林道君着席】

○説明員(土田栄作君) 刑務所の移転方式をどのようにいたしますかという問題は、これに関連いたします諸般の事情があると思ひます。それらの事情を考慮いたしまして、当事者間の話し合いによつて決めるべきことであるといふふうに存じております。

○和泉照雄君 それはよくわかるんですが、こういうような地方財政を圧迫するような方式について自治省はどういうような御所見をお持ちかとお聞きしていらっしゃるんですから、それに端的に答えてください。

○説明員(土田栄作君) 御質問の趣旨は、財政負担の問題だと思ひますが、いずれの方式をとるにいたしまして、移転に際しまして財産評価、それから所要経費、そういうふうなものの算定を公正に行ひまして、地方団体側が不当に負担を負わされることのないよう十分な配慮をなされるということが当然必要であらうといふふうに考えております。方式のいずれかということをお聞かないという考え方でございまして。

○和泉照雄君 じゃ局長にお尋ねしますが、お隣の宮崎県の宮崎市の刑務所の移転は、たしか五十一一年に改築移転をされたようでございますが、この移転方式は建築交換方式であつたのか管轄方式か、どちらだったんでしょうか。

○政府委員(石原一彦君) 宮崎刑務所の移転の場合におきましては、宮崎市におきまして土地の取得等をされて、当初は建築交換方式の予定でございました。ところが跡地につきまして、宮崎市のみならず国鉄あるいは私立学校等からも欲しいといふような御要望が生まれまして、なかなか話がまとまらなかつたといふことから、やむなく管轄方式に切りかえたのでございまして。したがしまして鹿児島刑務所の移転とはケースを異にするといふふうに考えております。

が、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいんですが、ただそれだけの理由で建築交換方式から管轄方式に変わったんでしょうか。

○政府委員(石原一彦君) 宮崎の場合には、先ほども申し上げましたように、土地の取得につきましては宮崎市が大変なお金折りをされて探していただきました。そのほか、刑務所を移転するに当たりまして道路をつくるというふうな御配慮もされております。それから排水あるいは給水の点につきましても宮崎市が負担をされたのでございまして。ところが鹿児島市の場合には、たまたま離れたところの吉松町で刑務所を建ててもいいというお話がございまして、ただいま申し上げたような財政負担は全然ないのでございまして。鹿児島市を御批判申し上げるようになって恐縮でございまして、ほかのところの建築交換方式の場合におきましては、土地の取得というきわめて困難な仕事を地方公共団体がお引き受けになり、道路あるいは給排水、それからさらに宮崎で申し上げれば、消防機関の設置であるとか、あるいは赤電話の設置であるとかいふところに努力されたのですが、鹿児島市の場合にはそういうことをする必要がないのでございまして。しかしながら、どうもたまたま自分のところで探さなくても、いい土地があるといふことで、いろいろなお話をいたしました。もし管轄方式をあくまで御要望されるのでありますれば、これは施設の職員にとりましては、いまお話しのように百キロ近く離れたところへ行かなきゃならないといふような点もございまして、建設に長いかかるといふようなことがございまして、現在地で改築していただくようになつた方針も変えなければならぬのではないかと、鹿児島市で、吉松町に建物を設置する場合に職員の派遣その他問題も出ておりますが、その点につきましては、具体的な交渉等々、それを担当する管轄課長がおりますので、管轄課長からむしろお答え願つた方が適当かと思ひま

○和泉照雄君 刑務所の移転方式をどのようにいたしますかという問題は、これに関連いたします諸般の事情があると思ひます。それらの事情を考慮いたしまして、当事者間の話し合いによつて決めるべきことであるといふふうに存じております。

○和泉照雄君 それはよくわかるんですが、こういうような地方財政を圧迫するような方式について自治省はどういうような御所見をお持ちかとお聞きしていらっしゃるんですから、それに端的に答えてください。

○説明員(土田栄作君) 御質問の趣旨は、財政負担の問題だと思ひますが、いずれの方式をとるにいたしまして、移転に際しまして財産評価、それから所要経費、そういうふうなものの算定を公正に行ひまして、地方団体側が不当に負担を負わされることのないよう十分な配慮をなされるということが当然必要であらうといふふうに考えております。方式のいずれかということをお聞かないという考え方でございまして。

○和泉照雄君 じゃ局長にお尋ねしますが、お隣の宮崎県の宮崎市の刑務所の移転は、たしか五十一一年に改築移転をされたようでございますが、この移転方式は建築交換方式であつたのか管轄方式か、どちらだったんでしょうか。

○政府委員(石原一彦君) 宮崎刑務所の移転の場合におきましては、宮崎市におきまして土地の取得等をされて、当初は建築交換方式の予定でございました。ところが跡地につきまして、宮崎市のみならず国鉄あるいは私立学校等からも欲しいといふような御要望が生まれまして、なかなか話がまとまらなかつたといふことから、やむなく管轄方式に切りかえたのでございまして。したがしまして鹿児島刑務所の移転とはケースを異にするといふふうに考えております。

○和泉照雄君 官崎の場合は官崎の市内で移転をするといふようなことで、ここでありまして、建築交換方式をおとりになつてもそう大したあれはないと私たちは理解するんですが、鹿児島の場合には百キロ離れた吉松に持つていく、こういうような問題がございまして。聞いておきますと、官崎の場合は、最初確かに建築交換方式であつたものが、いまいろいろおっしゃいましたけれども、管轄方式に変わったのは、いろいろ私たちの聞いた中では折衝がなされたように聞いております

が、もうちょっと突っ込んでお聞きしたいんですが、ただそれだけの理由で建築交換方式から管轄方式に変わったんでしょうか。

○政府委員(石原一彦君) 宮崎の場合には、先ほども申し上げましたように、土地の取得につきましては宮崎市が大変なお金折りをされて探していただきました。そのほか、刑務所を移転するに当たりまして道路をつくるというふうな御配慮もされております。それから排水あるいは給水の点につきましても宮崎市が負担をされたのでございまして。ところが鹿児島市の場合には、たまたま離れたところの吉松町で刑務所を建ててもいいというお話がございまして、ただいま申し上げたような財政負担は全然ないのでございまして。鹿児島市を御批判申し上げるようになって恐縮でございまして、ほかのところの建築交換方式の場合におきましては、土地の取得というきわめて困難な仕事を地方公共団体がお引き受けになり、道路あるいは給排水、それからさらに宮崎で申し上げれば、消防機関の設置であるとか、あるいは赤電話の設置であるとかいふところに努力されたのですが、鹿児島市の場合にはそういうことをする必要がないのでございまして。しかしながら、どうもたまたま自分のところで探さなくても、いい土地があるといふことで、いろいろのお話をいたしました。もし管轄方式をあくまで御要望されるのでありますれば、これは施設の職員にとりましては、いまお話しのように百キロ近く離れたところへ行かなきゃならないといふような点もございまして、建設に長いかかるといふようなことがございまして、現在地で改築していただくようになつた方針も変えなければならぬのではないかと、鹿児島市で、吉松町に建物を設置する場合に職員の派遣その他問題も出ておりますが、その点につきましては、具体的な交渉等々、それを担当する管轄課長がおりますので、管轄課長からむしろお答え願つた方が適当かと思ひま

す。

○説明員(増井清彦君) ただいまお話がございましたように、鹿児島市の職員が、直接自分たちの使用するものでない刑務所をつくるために、市の行政区域外に長期出張して工事に従事するというふうなことは、人事上もあるいは出張旅費その他の財政的負担の点からも問題がございまいし、またそういう特殊な建物の建設に必ずしも習熟していないという点で、御指摘のあったような難点は確かにあるわけでございます。しかし、その点につきましては、建築交換の対象になります物件の建設等を鹿児島市の方から法務省の方に委託していただくと、そういう方法で切り抜けることができるのだということを私の方から市の当局者に説明してございます。その点の難点につきましては、一応解消したということになるのではなからうかと考えるわけでございます。

○和泉照雄君 いま、現在地につくってもらうように、そういうふうに変更せざるを得ないのじゃないかというふうな点でもないお答えをしてもらって、土地の区画整理上いろいろ支障がございまして、市と市議会のそういう意思表示があつておるわけでございまして、そしてまた拘留所を残さずならぬわけでしょう。そうなりまして、その跡地も全部フルに使えろという状態ではないわけでありまして、そういうふうな状況では、市としてはいろいろな財政上の圧迫という、そういうような問題がございまして、御考慮願いたい、こういうような主張をやつておるわけで、宮崎の場合は、私が手に入れた文書の中には、実は交換方式だったけれども宮崎の出身の偉い先生方のお力添えがありまして、そして管轄方式に変わりましたと、こういうふうな書簡等もございまして、そこあたりは私は公平でなければならぬ法務省の立場でございまして、刑務所の所管あるいは施設は、これは国のものでございまして、やはり施設環境等の調査をされて、そういうふうな住宅密集地域にあれば、

いろいろ環境等のことから再配置整備計画をおつくりになるのは当然かと思ひますが、この鹿児島刑務所もその一環にたしかかつておる私は承知をしておるわけでございまして。ですから、やはり財政の逼迫した地方行政のそういう乏しい財政に乗つたて、そしてこういうふうな膨大な支出を要求するような建築交換方式よりは、根拠は大蔵にあるかもしれないけれども、そこは法務省の施設でございまして、自前で、やっぱり管轄方式でおつくりになつていくことが私はたてまえではないか、こういうふうに思ふわけですが。特に鹿児島刑務所は明治三十四年に着工して、石造づくりではございますが、大変環境の悪い刑務所でございます。これは移転をされなければならぬことはもう当然だと思ひますので、法務省の方でも、市の方とやはり両方が角突き合はして言ひ合つておる間では進みませんので、何かこらあたりでひとつ前進、歩み寄りができるような話し合いをされるお考えはないのか、大臣ひとつお隣の県にいらつしやる大臣でございまして、御所見を。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 和泉さんは事情はよくおわかりになつてのお話だと思ひますが、先ほど来局長等から御説明申し上げておりますように、古い歴史を持つておる刑務所等の施設は、まあ収容されておる人々の環境からいつても、あるいは危険等の問題もありまして、できるだけ早く新しい施設に改善をしたい、政策をしたい、こういうことで現在進めておるわけでございまして。しかし、できるだけ早くといつても、何しろ相当膨大な資金を、金を要する施設でございますから、国家財政上なかなか一挙にはいかない。そこに正直なところ悩みのあります。一面においては、施設設置当時はそうではなかったんですけれども、だんだん時勢の流れで変化が来まして、刑務所の施設が悪化するのと、加えて付近がだんだん住宅が建つたり、あるいは諸般の事情で必ずしも適地でない、こういうところが各所にあるわけでございまして。そうかといつて、なかなかこれ残念なが

ら刑務所等をはかに移すとなりまして相当膨大な施設を必要としますが、そればかりでなくて交通の便その他いろいろまた諸条件がありますけれども、なかなかまた、刑務所が移転してくるということとを好まない最近の風潮がありまして、来てくれというところもあります。そういう適地を求めるといふことはきつめて困難である。でありますから、建築は急がなければならぬ、そうかといつて新しいところに移した方がいいんだけれども、新しい適地はそう簡単に手に入らない。でありますから、原則としては現在地に建てかえるよりしようがない、こういうふうにしております。

が、やはり地元の都市計画とか、あるいは市街地の整備とか、あるいはまた環境の問題とか、刑務所そのものの環境にも関係ありますから、そういうことで地元の公共団体等と話し合ひをしまして、できることならはかに適地を見つけていただきたい。そうした上で、なかなか膨大な金がかかりますから一挙にはいかないが、どうせ跡地は地元の方で活用されるためにいろいろやられるわけでありまして、さきさき自治省からも御説明がありましたように、それを評価をして、その評価の範囲内で別な建物を建てることにして、不足しますときには国家財政を投入しなさいませぬけれども、やはりそこで等価交換というふうなことで両方相まつていこうと、こういうことも各地で進めておるわけでございまして。鹿児島の方も、先ほど来お話がございまして、吉松町からは早く刑務所をここにづくつてくれという陳情も来ておるくらいで、これは土地の発展策につながつておるというところ、用地も数年前から、大分前から昭和三十何年から用意しておられる。こういう状況でありますから、鹿児島市等ともよく話し合ひを

つけて御了解をいただいで、負担の問題は先ほど申し上げましたように、全然何もなしとはいへませんが、余分な手数料がかかるというふうな状況ではないわけでありまして、何とか御協力を

しますが、和泉さんの話もありましたので、もう少し、現在も進めておりますけれどもひびきを突き合はして相談をいたしたいと、かように考えております。

○和泉照雄君 いまおつしやうとあり、吉松の方では待ち望んでおる状態にありまして、市の方の意向も先ほどの申しあげたような実情でありますので、ひとつこころあたりは柔軟な姿勢で折衝して、一日も早く移転が促進されますように御要望申し上げておきます。

次は、地方法務局における登記事務に関連をした問題を質問をいたしたいと思ひます。

この問題は決算委員会等いろいろな指摘をした問題でございまして、一通り簡単に申し上げてみますと、過疎に悩む鹿児島県薩摩郡の上飯村が、余り性質のよくない誇大宣伝をしておつた社団法人海洋開発技術研究所の学校進出の口車に乗せられまして、仲介の村が多く改良区民の反対する中を、当時の土地改良区執行部と結託をして、昭和四十八年十二月二十五日に未完成的の干拓田の売買契約を結んだわけでございまして。この干拓田は、登記簿にも所有権も設定されていない無籍地でございます。売買による所有権の移転登記のためにには所有者をばつきりさせる必要があるわけで、そのことから改良区執行部は、実際は買手田を、干拓工事は昭和三十五年十二月に完了、所有権は土地改良区であることを証明してほしいと鹿児島県に証明願を申請したわけでございまして。昭和四十九年四月二十七日にこの申請がなされたわけでございまして、これに対して県は、現地調査もしないで書面上で昭和四十九年五月七日に同証明願を間違いなしとして知事の公印を押したわけ、これを待つようとして、改良区から村へ昭和四十九年八月に、昭和四十八年十二月二十五日の売買による所有権移転登録を請求したというのがこの問題の大体の経緯でございまして。一番問題になるのは、農地がどのような経緯で、海洋開発技術学校が進出を決めた四十九年七

○政府委員(香川保一君) ただいま御指摘の登記簿に、原因、日付として、土地改良事業の公有水

ういうような回答が返つておるわけですよ。同じういうような回答の中に、一方には完工証明があり、一方には農業委員会の方の未完工でございませうという内容の証明があれば、これはちょっとおかしいな、というふうになって、鹿児島地方事務局の方に指

うな書類を添付するはずもございませんし、県知事の証明された証明書というのは三十五年十二月十一日完了したものであって云々と、こういうふう

味のこを言つて、したがつて、この地域は農
委員会としても地目は雑種地というように認定
すべきだという回答を寄せていただいておる、こ
ういう趣旨だろうと思ふのであります。

○和泉照雄君 いやそうじゃなくて、昭和三十

年の完工のやつは、その単年度の事業が完工であつたという、そういうようなことにしなすきないことであつて、全体的には未 completion なんです。これは農業委員会のやつておるその証明の方が正しいんです。ですから、未 completion のまま放置されておるのを完工届が出ておるといふこと自体に疑問を持たれるのが私は当然だと思うんですが、そこで農林省の方、来ておられますか。——この問題を決算委員会に取り上げて、この土地は昭和四十六年と七十年には休耕奨励金をいただいております土地でございますから、そういう農地がいつの間にか雑種地になるというこれはおかしいじゃないかと思ふ。農林大臣は、雑種地に休耕補償金をやるというのとはおかしいと、調べていろいろと手を打ちましようといふことを答弁をさせていただいておられますが、その後どのような処置をされたかお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(森実孝郎君) 御指摘の土地の件でございますが、確かに四十六年と七十年に休耕奨励金を支出しております。少なくとも四十四年の時点においては休耕が行われ、その後継続していたことも事実でございますが、ただ、問題になります四十九年の時点において引き続き休耕が行われたかどうかという事実については必ずしも明確になつておりません。農地自体はやはり現況で把握せざるを得ない本質を持っておりますので、その点は必ずしも明確でございせん。いままでのところでは四十九年当時休耕が行われたといふことは確認しております。

○和泉照雄君 そうじゃなくて、四十七年の休耕補償というのは四十八年の三月三十一日までの補償であるわけで、売買の問題がいろいろ起つたのは四十八年三月でございまして、ですから、その後は休耕の奨励金の申請はしておらないと思うんですが、その前二カ年もらつておつたといふことは農地ではないかと、農地がそういうようなことで短時日の間にどうして雑種地になつたかとか、おかしいじゃないか、こういうようなこと

質問に対して大臣は調べてみましようとおっしゃつたことに対しての答弁を求めておるんですから。

○説明員(森実孝郎君) 四十六年と七十年には先づ御指摘のとおり休耕奨励金が出ております。そこで、大臣も決算委員会でも御答弁を申し上げましたように、もし休耕が行われていないといふと奨励金が出たといふとすれば、それは奨励金の支出自体に違法があるわけでございまして、両面から十分検証しなければならぬといふことでございまして、鹿児島県を通して現在照会中でございまして、まだ最終的な回答は来ておりません。

○和泉照雄君 四十六年と七十年は休耕しておつたことは、これはもう明らかな事実でございまして、ただ、そのちよつとした半年の間の出来事であるがどうして雑種地になつたかといふことについて非常に不審があるし、また農地であつたことは事実であるからそこらあたりをよく調べていただきたいと、こういうふうな申し上げておるんですから、そこらあたりの調査の結果を御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(森実孝郎君) ただいま申し上げましたようにまだ最終的な回答をもらつておりません。さらに督促いたしまして改めて御報告をさせていただきます。

○和泉照雄君 では法務省の方にお伺いします。この当時の鹿児島地方方法務局の上級出張所の登記官は、いつごろ着任をされていつごろここをおやめになつて鹿児島の方に移りになつておりますか。

○政府委員(香川保一君) 昭和四十八年の三月二十日付で鹿児島地方方法務局の登記課の係長から出張所長にかわりまして、そして五十一年の三月二十五日付で転勤いたしております。

○和泉照雄君 先ほど申し上げたとおり、昭和四十八年の三月の末ごろですね、この四ヘクタールの、四町歩の干拓をした農地を売る売らぬの問題で、もう村を挙げて非常に抗争をしておつた時期に着任をされておるわけです。ですから、登記官

の方もそういうような争ひがあつたといふことは、少なくともあの小さな町でございまして、島のの中の町ですから、御存じなかつたといふことは私はないんじゃないかと思ふんです。だから農民の方々は、法務省といふのは権力に迎合しないで法と秩序を守つてくれる、そういうところが法務省だ、登記所もそうだが、こういうような認識をしておるわけなんです。ですから農地も公正に農地と見られるはずなんです。ところが、この土地に休耕奨励金が出ておるにもかかわらず、まあそういうような過疎の村でございまして、大きな学校が建つて相当な人たちが来るというところで村長さんあたりが非常に積極的になつたといふことについて、そつちの側につかれたといふ懸念が多分にあるんじゃないかと、合法的に農業委員会の意見等は徴しておらなければ、農地であつたといふことは御承知であつたのに、なぜ上級官庁の指導をお受けにならなかつたのか、こういうふうな疑問を私自身も持たざるを得ないわけです。この辺のところはお考えを願ひたい。

○政府委員(香川保一君) 先ほど申し上げましたように、登記の申請がございまして、不動産登記法上要求されておる所有権証明もついておるわけでございまして、地目につきましては、過去にそれはあるいは農地の時代があつたかもしれませんが、何れにしても、現在登記する時点における地目が何かといふことを登記官が認定するわけでございまして、四十九年の七月当時現地調査もして、アシとか草がぼうぼうと生えているといふふうな状況を現認しておるわけでございまして、さらに農業委員会の見解も聞いた上で地目を雑種地と認定しておるわけでございまして、その当時農地であつたものを、登記官が村長あるいは土地改良区に迎合的に雑種地といふふうな虚偽の地目を記載したといふことは断じてございせん。

○和泉照雄君 現地の実情は、農林省の方もいろいろおっしゃつておりましたけれども、相当お願ひになつておるようないふに私は思わざるを得ないわけです。現地では、いままでも推進派であつた

村長、村議会がぐるぐると変わりまして、農家の方々が訴訟したわけですから、村が二つに分かれて抗争するといふ状態でございましてけれども、やはり正しいものは勝つていふことで農家の方の主張が入れられて、その三ヘクタールの中の二・二五ヘクタールは農家の方々にお返しをしますと、いそいで簡単な建物でございまして、そこは完全解決がつくまでしばらく猶予をもらいたい。私の聞いた話では、その長い間休耕しておつたところの耕作をしなかつた点も、村の方が補償したいと、耕作をしなかつたといふことに対する補償をしたいと、こういうふうなふうにもつぱら農家の方の方々の主張が通るような状態になつておるといふことを聞いておるんですが、農林省の方その点はいかがですか。

○説明員(森実孝郎君) 私どもが鹿児島県を通じて本件の土地の問題の解決を奨励し、また事情も調査に当たつておることは先ほど申し上げた通りでございまして、ことしの二月十二日に臨時村議会を開催いたしまして、先生御指摘のように三ヘクタールのうち二・三ヘクタールの分については速やかに返還することを決定しております。残つた〇・七ヘクタールについても、なお現在研究所との間に賃貸借契約が残つておる経過もあるようでございまして、この契約も解約したし、あとはこれも返還するといふ方針を決めておるというふうな報告を受けております。したがつて、御指摘の方向で土地の返還問題は進んでおるというふうな報告を受けております。

なお、損失補償の問題については、なお現在も当事者間において訴訟係属中の問題でございまして、またこれにつきましても、売り払い代金の扱い、その他造成工事との関係もあると思ひますので、この点については、今後なお当事者間の話し合いを私どもとしては見詰めてまいりたいと思つております。

○和泉照雄君 いまお答えになつたことで農家の方々の主張が通つたといふことは、あれはたんぼ

いうふうに思いますが、この点はいかがでしょう

か。それだけ御答弁をいただいて質問を終わります。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに昭和四十年代までの解釈は狭過ぎた面があると、こう思います。それで、白鳥判決で示されたような常識的な再審に関する規定の解釈、これはこういう方向に將來いくのではなからうかと、そういう意味でほどよくところで裁判実務上再審の戸口が決定されていくことになるんじゃないかと思っております。

○山中郁子君 初めに、二十六日の新東京国際空港での暴力集団に対する警備の問題で御尋ねをいたします。

新聞報道その他でも、警備のミスだとか警備に大穴などと伝えられていますけれども、私も、警察官一万四千人を動員して一日一億円も使うと、そういう体制をしきながら、あのような無法な暴力集団の破壊行為を許したということは、政府、警察当局が、私どもがかねてから主張しているように、そうした暴力集団を泳がせるといふいう政治的背景がこの事件でも出てきたといふふうに言わざるを得なかったと思います。

か。それだけ御答弁をいただいて質問を終わります。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに昭和四十年代までの解釈は狭過ぎた面があると、こう思います。それで、白鳥判決で示されたような常識的な再審に関する規定の解釈、これはこういう方向に將來いくのではなからうかと、そういう意味でほどよくところで裁判実務上再審の戸口が決定されていくことになるんじゃないかと思っております。

○山中郁子君 初めに、二十六日の新東京国際空港での暴力集団に対する警備の問題で御尋ねをいたします。

新聞報道その他でも、警備のミスだとか警備に大穴などと伝えられていますけれども、私も、警察官一万四千人を動員して一日一億円も使うと、そういう体制をしきながら、あのような無法な暴力集団の破壊行為を許したということは、政府、警察当局が、私どもがかねてから主張しているように、そうした暴力集団を泳がせるといふいう政治的背景がこの事件でも出てきたといふふうに言わざるを得なかったと思います。

○山中郁子君 警察お見えになったようです。先ほど公団から四十九年の二月に、具体的にいま野戦病院の個所を申し上げていますが、告訴されているのか、初めにお尋ねいたします。

○山中郁子君 警察お見えになったようです。先ほど公団から四十九年の二月に、具体的にいま野戦病院の個所を申し上げていますが、告訴されているのか、初めにお尋ねいたします。

○山中郁子君 警察お見えになったようです。先ほど公団から四十九年の二月に、具体的にいま野戦病院の個所を申し上げていますが、告訴されているのか、初めにお尋ねいたします。

○山中郁子君 警察お見えになったようです。先ほど公団から四十九年の二月に、具体的にいま野戦病院の個所を申し上げていますが、告訴されているのか、初めにお尋ねいたします。

○山中郁子君 警察お見えになったようです。先ほど公団から四十九年の二月に、具体的にいま野戦病院の個所を申し上げていますが、告訴されているのか、初めにお尋ねいたします。

○山中郁子君 警察お見えになったようです。先ほど公団から四十九年の二月に、具体的にいま野戦病院の個所を申し上げていますが、告訴されているのか、初めにお尋ねいたします。

の御答弁でも。それで四十九年二月に告訴されているわけですね。だからすでに四年間たっている、四年間たっているという問題が起って、そして参考人の事情聴取などが鋭意進められているという状態では、いままでも結局何にも調査しない、捜査もしないで放置してきたというふうに言わざるを得ないと思っておりますけれども、何でその捜査ができないんですか。

○山中郁子君 じゃ後で見えたら聞きます。これも五十年三月に三里塚野戦病院ということとで架設されているということですが、これも当然不法占拠の場所を電話を架設しているという問題になるわけですから、こうしたことについても警察庁では当然調査なすっていらしたと思っておりますけれども、どうですか、それも後から見える方の範囲ですか。——そうすると何時ごろ見えるんですか。

○山中郁子君 じゃ後で見えたら聞きます。これも五十年三月に三里塚野戦病院ということとで架設されているということですが、これも当然不法占拠の場所を電話を架設しているという問題になるわけですから、こうしたことについても警察庁では当然調査なすっていらしたと思っておりますけれども、どうですか、それも後から見える方の範囲ですか。——そうすると何時ごろ見えるんですか。

○山中郁子君 じゃ後で見えたら聞きます。これも五十年三月に三里塚野戦病院ということとで架設されているということですが、これも当然不法占拠の場所を電話を架設しているという問題になるわけですから、こうしたことについても警察庁では当然調査なすっていらしたと思っておりますけれども、どうですか、それも後から見える方の範囲ですか。——そうすると何時ごろ見えるんですか。

○山中郁子君 じゃ後で見えたら聞きます。これも五十年三月に三里塚野戦病院ということとで架設されているということですが、これも当然不法占拠の場所を電話を架設しているという問題になるわけですから、こうしたことについても警察庁では当然調査なすっていらしたと思っておりますけれども、どうですか、それも後から見える方の範囲ですか。——そうすると何時ごろ見えるんですか。

ことになると思いますが、それはあくまでも、いま先生おっしゃっておられるものが診療所であるという前提の場合でございます。この事実関係については私も必ずしもよく承知しておりませんので、申しわけございません。

○山中郁子君 これは、いまおっしゃった医療法の第三条、類似名称の禁止に該当してくるわけですし、また仮にいま厚生省が御答弁あったように、診療所に当たらないかという問題につきましても、それはそうではないという事実の調査もさまざまな結果があります。私はやはりこの問題は、この暴力集団のこうした破壊行為との関連で、厚生省としても医療法に違反するということより、な疑いがある事態について調査をすべきだと思っておりますけれども、その用意がおりでしゅうか。

○説明員(森幸男君) これは実際には医療法施行の事務は都道府県、この場合で言いますと千葉県でお願いをしてございます。それで、今回こういうような問題が出てまいりまして、千葉県に私ども照会をいたしましたけれども、千葉県の衛生部では必ずしもその実態をよく把握していないようでございます。そういうことでございまして、県の衛生部としても調査をして、何らか事情がはつきりしたら厚生省に報告をするように、そういう指示はいたしました。

○山中郁子君 じゃ、その結果についてもまた御報告をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○説明員(森幸男君) 県の方から何らか報告がありましたら、それは御報告申し上げたいと思っております。

○説明員(福井与明君) 野戦病院の件でございますが、私の方でつかんでおります実態を申し上げます。これは情報でございますけれども、地元の方から大学を出た医師が週に一回程度参りまして、反対同盟の人たちには、はり、きゅう等の治療をしておるといふ、これは確認できておりませんけれども話がございます。それから三月の二十四日にこの

病院、実は捜索をしております。その際に警察官が現認した事実でございますけれども、木製のベッドが一個ございまして、それからベッドの近くに赤チンとか若干の消毒剤と申しますか、それから包帯等のものがございまして、ただ、これはさき申し上げました医師が来ておるかどうかはまだ確認できておりませんけれども、たしか来ておりました。その医師が来た際に使っておるかどうかはまだ確認ができません。そこで、私の方としましては、医療法の八条なり三条二項違反の容疑があるかどうかということについて関心を持っておるわけでございますが、まず、医師の診療の実態がたまたま申し上げた程度のことである、それから、診療の内容が、私たちの方が聞いたものでは、はり、きゅうの治療をしているということでございます。それと、現認した赤チン等の消毒剤は、どうも素人判断ではびつたり結びつかないというふうなことがございまして、それからこの治療費の授受等の関係もまだわかっておりません。したがって、こういうものについて十分目を向けて、いわゆる違反の実態があるかどうかについて調査を進めてまいりたい、こういうふうなことを考えております。

○山中郁子君 で、いまお見えになる前にちょっと質問をしたんですけれども、この野戦病院の場所もそうですが、四十九年二月に公団の方から告訴がされて、告訴されてからも四年たつという事態です。その間一体警察は何をしていたのか、何もなかったのじゃないかと私は思うんですけれども、まあいろいろと参考人の事情聴取なども鋭意進めておられますという先ほどの御答弁が一応あったんですけれども、私は、一体どういう調査をしたのかお聞かせいただきたい。

○説明員(福井与明君) この野戦病院がおりますのは芝山町の朝倉地区でございますが、この建物をつくりましたのは四十八年の九月の三十日から十月一日にかけてでございます。四十九年の二月十四日に、委員御指摘のように公団の方から不動産侵害罪での告訴が出ております。それでこれ

について調査を進めておりますが、告訴状三つ実はあるわけでございまして、まず野戦病院のことについて申し上げますと、公団の方では、この病院のある土地を含めまして、航空地図と申しますか、航空写真で一括して買い上げをされたようです。それで、いわゆる地域を実際に実測をさらにして特定する必要があるわけでございまして、隣接する土地の所有者がなかなか立ち会いに応じない等の事情があるようございまして、この土地の実測が進まない、したがって地籍が最終的に確定しない、こういうことが一つございまして、また、関係者のうちに取り調べに応じない者が一部あるということで、これまで延べ十一人ばかり調べをしておりますが、被疑者の特定については、ある程度おぼろげながらいっておりますけれども、さらに捜査を進める必要がある、こういうことでございまして。

それから、やはり同じ朝倉地区に団結小屋がございまして、女性用と男性用と二つ隣接してあるわけでございまして、この女性用の方はまるまる公団用地の上に建てておる、男性用の方も五分の三くらいが公団用地にかかっておると、こういうふうなものでございまして、これは地籍は確定しております。で、この捜査を進めておりまして、これについては被疑者のしほり込みもかなり進んでおる、こういう状況でございます。

それからもう一つ、やはりこの朝倉地区に朝倉テント村現地本部と彼らが称しているプレハブがございまして、これも公団用地と一部県有地と申します。道路にかかっておると、こういうものでもございまして、これは昨年の四月に建てたもので、現在地籍の確定に関する関係者からの事情聴取を進めておるといふ段階でございます。

実は、この不動産侵害につきましても全く手をこまねているわけじゃございませんで、昨年の三月二十八日に、やはりこの芝山町の朝倉で彼らが公団用地にさくをしまして、いわゆる土台づくりをして柱を打とうとした事実がございまして、これも、これは不動産侵害と公務執行妨害で二人検挙

をしております。

以上でございます。

○山中郁子君 昨日の緊急質問でも、総理大臣、法務大臣を筆頭に、法治国家法治国家ということまで声を大きくして言われておりましたけれども、いま警察からの御報告を受けました、たとえば野戦病院の問題に言うならば、いままでそういうことではなかなか進まず、こうおっしゃっている。だったら、これから進む条件があるんですか、同じでしょう。そういう状態のまま甘んじて放置しておけば、これからだつて条件は変えることはできないじゃないかと、私は理屈からそうなると思っております。一体どういうふうな打開していらっしゃるおつもりなのか、具体的に、いまそういう事情があるのだからかと思うようにはかどりがせんとおっしゃいました。そうしたら、新たにその条件を打開していくことができるのかどうか、どういう方策を持って、どういうめどもって進めていかれるようになっているのか、そこが明らかにならなければいままでも同じ状況です。いくという以外にはないではないか。

○説明員(福井与明君) すでに不動産侵害の実体はできてしまっており公団側から告訴がなされておる事実については、ただいま申し上げましたような捜査をさらに進めてまいりたいというところでございますが、さっき申し上げましたように実際に不動産侵害を始めた時点で検挙をした者もございまして、それからもう一つ事例を申し上げます、これはことしの三月四日から五日、六日にかけて起きた事案でございますけれども、三月の四日に、やはりさき申し上げました朝倉地区に新たな団結小屋をつくらうとした動きがございまして、そこで公団側、公団の用地をはつきりと特定をして立入禁止の掲示をされるように申し入れをしたわけでございまして、早速公団の方では用地について立入禁止の立て看板を出されたわけでございまして、そうしましたら、一部すでにつくりかけておるものが公団の用地にかかっておったわけでございまして、その部分について、三

月の五日から六日の早朝にかけて彼らの方で撤去をしていっております。したがって、それぞれの事例について処理の仕方は異なりますが、ただいま申し上げたような前向きの方角で取り組んでおることとはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○山中郁子君 二十六日当日の問題ですけれども、多くの国民はテレビなども見て、どう考えても解せない、たくさん機動隊の目前でさまざまな暴力集団の暴挙が行われている、機動隊が手も出さないと、一体どうなっているのか。どういふことか知らないけれども、あれはわざとやらせているのではないかと、それは素朴なテレビなんかを見た人の疑問です。

それで、なぜ管制室に侵入を許したのかということですが、当日、管制塔の警備のための警官、機動隊も含めてどのくらいの警備をしておられたんですか。

○説明員(若田末人君) 当日の警備につきまして、新聞等で御承知のように、大変たくさん全国の機動隊の応援ももらいまして、広いところでございまして警備をやっておたわけでございますが、何か手をこまねいて見ていたような御質問でございまして、百十五人あの飛行場周辺で逮捕いたしましたところ、それからまた横堀の彼らに要塞と言っているところがございますが、あそこでも大変な苦勞をいたしまして、もりもり打ち放す危険な中で生命を賭して五十一名逮捕いたしましたわけでございます、決して泳がせ、あるいはそういうことでたまた見ておたという状況ではございません。

それから、大変申しわけないことでございしますが、そういう警備をしておたにかかわらず非常に大事な管制塔に入られましたことについては、まことに申しわけなく遺憾に存じております。このことにしましては、私どもがよくまだ十分実査をしております、知らない、いわゆる外から内側に通じておりますマンホールから二十人の者が急遽出てまいりまして、で、警察官が当

時五名そこに配置されておりました早速発見をいたしましたところ、二十名のうち五名が逃げました、十五名が、すぐ近くに管理棟がございまして、その方向へ走っていったと、そして警察官五名が追跡をいたしました、一階のところ、十五名のうち五名を逮捕いたしました。そのうちの六名が管理棟を、まあ外部の方々は余りよくわからない大変むずかしいような状態になっておりますし、管制室自体、自動電子ロックされておるところでございまして、正面からは彼らも入れなかつたようでございますが、ただ、二階下の十四階のところにキャットオフと称するところがあるようでございますけれども、非常用の出口だそうでございますが、ここを知っておたのかと思ひますけれども、あいておたようでございます、そして、そこから上の方に行くわけでございますが、そこに何も機材がなければ、十四階から十六階の高さでございますので私は上がれなかつたと思ひます。ところが、非常にこれもまたぐあいの悪いことに、そのちようど十四階と十六階の間の外のいわゆる大走りと申しますか、ちよつとした出たところ、いわゆるパラアンテナと申しますか、おさらのようなかの航空用の大きな機材がついておりまして、それを伝つて上の方に上り、外部から管制塔のガラスを割つて入つたというようにございまして、私どもの事前の実査に不十分な点があったところは認めるわけでございますが、外周の警備については、先ほど申し上げましたように一生懸命警備をやつたというふうに考えておる次第でございます。

○山中郁子君 本会議でも、公安委員長だと思ひますが、当日彼らが管制塔を襲うということを、もう事前に宣伝していたという情報は、聞いているとおっしゃつておる。一番空港の大事なところは管制塔です、これはあなたもよく知つていらつしやる。心臓部ですね。そこを襲うというふうにもう事前に宣伝しているわけでしょう。それも警察はキャッチしていた。一体その

当日です、しかもそれを現実に破壊されているわけですね。いま五名の警備がいたというふうにおつしやいましたけれども、当日そういう状態があつて、警察でもキャッチしていただかなかつたから管制塔には五名の警備しかいなかったんですか。

○説明員(若田末人君) いま御質問のことでございますが、管制塔を襲うという情報はございせん。空港に突入しようかというふうな情報はございまして、それで各ゲート等について厳重な警備をいたしておたわけでございますが、

(委員長退席、理事原文兵衛君着席)

先ほど申し上げましたように、空港内に四百十八カ所のマンホールがあるようでございます。これは自由に行き来ができるようでございますが、これらの幾つかについては検討をしておたわけでございますが、当該の入れられましたものについては、公団からの連絡もいただいております。そして、よくわからなかつたわけでございます。そういうことでございまして、私どもも先生御指摘のとおり管制塔が一番大事だと、重要点から言ひまして、そういうもの、ほかにもございしますが、申し上げにくい点もございしますが、そういうところを重点に警備をいたしたわけでございますが、ある意味での過信と申しますか、このコントロールタワーにつきましては、公団あるいは運輸省当局からも電子自動ロックで守られておると、絶対的に上には入れないというふうなことを私も聞きまして、私も事前にそれを確認をいたしておたわけでございます。ただ、その十四階の横に、いわゆるキャットオフと申しますか、そういう出口があるということを承知していなかったことについて私は反省をいたしておりますが、そういうことでございまして、しかしながら、ちようど警察署も隣でございまして、十名の警察官で一応管理棟の警備に当たつておりました。そして三十名の警察官がすぐそばにございまして、急遽駆けつけまして十六階まで上がつておるといふようなことでございまして、合計四十名の警察官といふことになりました。

○山中郁子君 じゃ、とにかく最初侵入ということが行われたときは十名しかいなかったわけですね。私はいま御答弁ありましたけれども、いままでの経過の中で、一たんそういう情報については知つていたという御答弁があつたというふうにしておられますけれども、これはまた改めて確認もし、追及もいたすけれども、そういうことは聞いてはいたと、だくだく虚を突かれたと、陽動作戦でね、そういうことを盛んに言つてらした。たしか国家公安委員長もその情報については聞いていたというお話があつたはず。その管制塔に十名の警察官、警備しかいなかったと、とにかく最初は、それは私はやはり明らかに警備上のミスだと思ひますけれども、これは当日の警備配置の責任者はどなたになるわけですか、具体的に配置ですね。

○説明員(若田末人君) これは当面の責任者は警察本部長でございます。警備本部をつくりまして、警備本部の長が千葉県の警察本部長でございます。

○山中郁子君 先ほどお答えもあつたんですけれども、管制塔の警備について、空港公団から大丈夫だというお話があつた、こういうことでした。で、公団ではどういふ方が責任を持った形でこのような答弁というか、返答を警察になさつたんでしょいか、事実またそういうことがあつたのかどうかも含めてですね。

○参考人(大塚茂君) 公団といたしましては、当日は空港公団の警備実施本部というのをつくりまして、副総裁が本部長ということになっておりましたが、実際には当日は私が本部長の仕事を実地でやつておりました。

大丈夫というふうなことをだれが言つたかという、またいつごろどういふ形で申し上げたかというところまで私ちよつとつかんでおりませんが、まあエレベーターにしても、階段にしても、ドアのロックにしても、非常な配慮がされておりますので、また、お話が先ほどありましたように、警察署のすぐ隣でもございまして、まず大丈夫だと

いうふうにも私どももそう信じておりました。

○山中都子君　じゃ続けて総裁にお尋ねしたいんですけれども、公団としては、たとえば管制塔に關してはどういう警備の要請を具体的にされていったんですか。

○参考人(大塚茂君)　警備の要請は管制塔に対してということではございませんで、全般的に二十日六日から四月二日まで空港を中心として警備をお願いしたいという要請でございます。

○山中都子君　じゃ、警察にもう一度確認しておきますけれども、空港公団から、管制塔のあれは万全というか、大丈夫だというふうに聞いていたということは事実なんです、これは先日地行の委員会でもお答えになっていたと思いますけれども。

○説明員(若田末人君)　そのように聞いて、大丈夫だと、そういう電子ロックで守っておるとか、あるいはもう簡単には入れない、エレベーターも二つ、何か八階まで行くのと、それから乗りかえて行かなければいけないというように、十分守られておるといふことを聞いておるといふふうに聞いております。

○山中都子君　そうすると、公団の総裁の言われたことと若干食い違いがありまして、その若干の食い違いが決定的な結果を招いたというふうに言えると思います。私はこの点はさらにはっきりさせていたがなさいいけないし、どこでどのようない食い違いがあったのか。

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

で、明らかにそうしたことで最も大事な管制塔の警備というものを、結果的には手抜きにしていたという事実が否定できないと思っておりますので、その点はさらに調査をしていただくようお願いをしておきます。

○説明員(福井与明君)　実は私、情報を担当しておりますので一言御答弁させていただきますが、管制塔そのものを攻撃するという情報は残念ながら持っておりませんでした。ただ、空港を襲う、一番機を飛ばさせないという情報がございます。

した。それで、いろいろゲリラですから考えられるわけでございますが、滑走路に何か仕掛けられるわけでももちろん一番機は飛ばません。それから燃料輸送部門について何かまた大変なことをやられますかということもございまして。もう少し詳しく申し上げますと、空港を守っておる機動隊を、何とか、彼らのいわゆる正規軍と申しますか、街頭ゲバ方式で襲うというのがございまして、それから空港内外の関連施設を何とか攻撃するんだというのがございまして、それから燃料輸送関係の攻撃をするというのがございまして。それから、われわれは戦場を避けないということを言っております。したがって、一番機を飛ばせないためには空港の内であらうと外であらうと、場合によつてはかなり空港から離れたものであつても、非常に肝心なものがあればそれも襲いたい、という構えだつたわけでございます。したがって、もうもちろんこれは管制塔にしろ滑走路にしろ考えなくちゃならない重要な対象でございますが、多面的な広域的な警備をやつたと、こういうことでございます。

○山中都子君　もし仮に、あなたのおっしゃることとで結果がこうなつたということですから、だから結局多面的にということとは、具体的に最も重要な一つである管制塔が抜かつていたということの何ら言いわけにも何にもならないと、情報があつたなしにかかわらず、空港を襲う、一番機を飛ばさない、あなたの方のおっしゃることの範囲でもそうでしょう。そのことは先ほど申し上げたとおりです。先ほどの調査の件については後ほどまた結果についてお示しをいただきたいと思ひます。

それで、火災びんがずいぶん使われたりなんかしているんですけれども、警察は二十四日に団結小屋と称するところの二十カ所を捜査して押収したものが六十七点、それのほとんどが機関紙であつたというふうな報道がされております。この時点で火災びんなどの武器類をなぜ捜査しなかつたのか、ここはどうも一つ疑問なんですけれども、なぜでしょう。

○説明員(福井与明君)　実は二十六日の事態に備へまして二十四日、二十五日に現地の団結小屋を中心にして捜査をいたしました。現地だけで二十カ所を捜査をやっております。ただ、残念ながらこの捜索では火災びんは出ておりません。委員御指摘のように機関紙類が主でございまして、ただ、並行して付近の検索をやっておりますが、これでは数十本程度の火災びんを含むものを押さえております。捜索では六百点程度、それから付近の検索では六百二十点程度のものを、数十本程度の火災びんを含めて押さえておると、こういう程度でございます。

○山中都子君　それから、二十六日、デモ隊が放火をして回つていたという事実があるようです。これは私たちの調べたところでは、付近の住民から非常に不安だと、放火して回つて危なくてしようがないということが言われているのですけれども、空港に突っ込んでくる前に周囲に放火をして回つていたと、この点はなぜ取り締まらなかったのか。

○説明員(若田末人君)　御指摘のことは、火災びんを投げて、それが大変草むらが多いところでございまして、それに燃え移つた事実があるようでございますが、そういう事柄についての御質問は、そう思うんですが、当時警察といたしましては、そういうものの規制に当たりまして、場外におきまして約六十名を逮捕いたしておるわけでございます。逮捕で警備、規制をいたしますとともにも、規制のために持つております放水車でそういうものを消しまして、結果的に大事に至らない、山林等の火事にもならないようにしようというところで、御指摘のとおりそういう事態もありましたけれども、これに対して、警察本来の逮捕活動をしたとしても、消火活動もいたしたというふうな聞いております。

○山中都子君　これもぜひお調べいただきたいと思うのです。住民の方たちの訴えによりまして、機動隊がいても放置をしていたという事実は少なくともあるんです、現実に。その辺のことも含めて、さらに捜査、調査を進めていただかなければならないと思ひます。

それで、第九ゲートの突破の問題なんですけれども、これもいままでの質疑の中で、パトカーが暴力集団の改造トラックに追いつかれて、パトカーが入るためにあつたら一緒にくついで入つてきつた、子供だましの御答弁をいただいているように私は理解をしておりますのですけれども、実際どうだったんですか。検問所だつたわけでしょう、ゲートへ来るまでに。何かきのうの国家公安委員長の答弁によると、トラックが忽然として、何かどこから降つてきたみたいなお話でしたけれども、降つてくるほど周囲は広いのであつて、道路なら道路とかちゃんとそういうものがあつて、その道路には検問所もちゃんとあると、あの大きな改造トラックが走つてくればどつてわかつたわけですよ。一万四千人からの警察官が集中しているわけでしょう。なぜパトカーの後をくついで第九ゲートへ入つてきつたのか、これはだれがどう考えても理解できないです、どうなつていたんですか。

○説明員(若田末人君)　御指摘のとおり、たくさん機動隊の応援にもかかわらずあつたという事柄になりまして、大変申しわけなく思つておるところでございますが、ちょうどある意味では向こうの戦術であつたかもしれませぬけれども、その当時三里塚の第一公園で八千人の集会デモが行われるというふうなことでございまして、かなりの警察部隊がそちらの方のデモの監視の方、あるいは警備の方に行つておるといふような状況もございました。それから、その自動車も御指摘のように、あるいは御存じのとおり近くにいわゆる団結小屋というものがたくさんございまして、そうしてあつたやうな方を改造いたしました自動車も二台急遽第九ゲートにあらわれたわけでございますが、その前の方には一応検問場所がございますので、いわゆる取香橋と称しておりますが、そこら辺が一応最前線でございます。その外はパ

トカー等で誘導いたしてと相手方の動静を見
るといふようなこととありますが、そういう任
務を帯びたパトカーがたまたまその外におつた
ときそれに対して火炎びん等を投げるといふよう
なことがあつたために一応中に入りました。それ
に合わせて二台のトラックも入つてまいりまして、

それは九名の者が分乗しておつたようござい
ますが、大分中の方に入つてきまして、そして電
柱等につかつかつて火を噴いて、その中の犯人の者
も相当の重傷をみずから負つたといふような状況
でございます。そこでまた拳銃の発射等もあつた
ようでございますが、一つには、部隊の配備等に
ついては、ちょうど大きなデモの警備があつた、

しかしまあ部隊の配備も一応あつたようござい
ますけれども、そういう改造した大乗機しいわ
ゆる火炎自動車というふうなものであつたため
に、パトカーも火炎びんを投げられるというよう
なことと、中に入つて、そして防ごうというよう
なこと、そういう実態が第九ゲートであつたよう
に聞いております。

○山中都子君 この改造トラック自体違法なん
ですよ。一般人が特殊車両に仕立てるとは違法
だと私は思います。運輸省の許可が必要だとい
ふに理解しておりますけれども、この改造トラ
ックが、すでにこの前に第三鉄塔付近の芝山町菱
田というところですか、この辺で多くの住民たち
が目撃しているのです。その辺はもうたくさん
の警察官が警備しているわけですよ。そういうこ
とも含めて、トラックが忽然とわいてきたわけ
ではないんですから、だから一体どの時点でパトカ
ーがトラックを認知したのか、そしてそのパトカ
ーです、大きな一つの結果を招いたパトカーが
入つたという問題ですけれども、そこに乗つてい
た警察官はだれなのか、どういう階級のどうい
う人なのか、教えていただきたい。

○説明員(若田末人君) 菱田です。で、そういう車
があつたではないかということとございしますが、
私が聞いておりますところでは、パトカーは第九
ゲートの直前で認知をしたといふふうに聞いてお
ります。乗つておりました警察官につきましては
私も詳細名前等については聞いておりません。

○山中都子君 じゃその辺もまた調査ができ次第
お示しをいただきたいと思いますが、よろしいで
すか。

○説明員(若田末人君) 警察も組織で仕事をいた
しておりますので、また現地の本部長とよく打ち
合わせをいたしまして、差し支えない範囲でお答
えできるようにございまして、お答えするように
いたしたいと思ひます。

○山中都子君 ほかにいっぱい問題があります
し、いまの御答弁でもおわかりいただけると思
いますが、全くそんなものじゃないと。それで調べ
ようと思えば、近所ですらば住民の方たちは見
ていたわけですよ。たくさん目撃の証言もある。
新聞報道もある。新聞記者さんたちもそれを見て
報道していただけるわけですから、本場に調べよう
と思えばすぐにでもわかることなんです。トラ
ックが第九ゲートの直前になつてあらわれて初め
て警察がそれを知つたなんてばかみだいなことは
絶対ないんです。そこところは私は繰り返しま
せんが、警察として本場にこうした暴力行為を否
定して、泳がせているんじゃないと、こういうふ
うに言い張るんですしたら、もつとちゃんとした責
任ある捜査をさらに早急に進めるべきだといふこ
とを強く主張しておきます。

次の問題に移ります。法務省の設置法の一部を
改正する法律案に關しまして一点質問をしたいと
思ひます。

成田関係でお願ひをいただいた方は結構です。
ありがとうございました。

神奈川の少年院が廃止されるために、その少
年が久里浜少年院に移されるということですが、
でも、いままでの収容人員七十八人からこれが百
四、五十人に増加するといふ計画になります。私
がここでぜひ法務省に前向きな検討もし善処も図
っていただきたいと思ひますのは、こうした少年
の増加に見合うだけの職員増加が計画されてい
ないという問題なんです。二倍になるのにもかか

わらず職員は八十一人から九十五人ということ
で、たった十四人増加するだけという事象です。
こういう性格の施設ですから、私が細かいことを
申し上げるまでもなく、かなりの人手が要するとい
うことは実際法務省としてもよく御存じのところ
だといふふうに思ひます。夜の勤務があつたり、
病気の人もたまたま多いということですので、少な
くとも職員を少年数に見合つた形でさらに今後増員
を図っていくといふことはぜひ実現をしていただ
きたいと思つておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(石原一彦君) 矯正施設の職員につ
きまして温かい御配慮あるお言葉をいただきました
感謝申し上げます。

ただいま御指摘のように、久里浜少年院では現
在の八十一人を九十五人にいたす予定になつてお
ります。なお、収容定員は百六十人でございま
す。最初に一般的に申し上げますが、矯正の職員
は、法務省四万九千人のうち二万一千人おりまし
て、全体のうちでは四〇％以上を占めるわけでござ
います。行刑職員が一六六千人でございます
が、その行刑の適正な収容定員が約五万人ちよつ
とでございまして、行刑におきましてはやや三人
に一人といふふうな考えでございまして、それから少
年院でございまして、少年院の場合には、現在収
容の居室をいたしましては約八千人余りと言つて
おりますが、御承知のように、矯正教育を充実す
るためにいろいろな居室を集會室、生活指導の部屋
等に変えておまして、そういったしますと、大体
五千人から五千六百人でございまして、仰せのよう
に、行刑とは違ひまして、個別的な指導に基づく
教育をしなければならぬので、大体収容者二
人について一人の職員といふことになりまして、
定員百六十人につきまして九十五人といふのは決
して少ない数字ではございせん。もつとも、東
京医療少年院が神奈川に移りまして神奈川医療少
年院になる場合におきましては、収容定員八十人
に對しまして職員の定員七十三と非常にふやして
おりますが、これは御承知のとおり精神薄弱少年
あるいは情緒障害少年でございまして、非常に手

数のかかる少年であり、社会復帰のために相当な
矯正教育を及ぼすといふことで、医療少年院につ
きましては、ただいま申し上げました二対一より
もできるだけ多くの職員を配置するといふ考えを
とつております。

次に全体でございまして、約二千八百人少年院
の職員がおりますが、これは私も残念に思つて
おりますが、最近におきまして少年院等の収容が
少ない等もございまして、昨年においては四十人、
本年においては五十人の減員を見ております。これ
は政府の定員抑制政策に御協力申し上げる意味も
ございまして、私どももやむを得ないと思つてお
るのでございまして、いずれにいたしまして、
非行少年とはいつても次代のわが国家を担う國民
でございまして、仮に非行で少年院に入りまし
ても、それに十分な矯正教育を施して社会復帰を
させることが必要であることは申すまでもない
ところでございます。今後とも御支援を賜りたいの
でございまして、必要のある場合には、少年院の
職員、特に教官の職員の充実につきましては努力
をいたしたいと考えておるところでございます。

○山中都子君 一対一ぐらい必要なんだというの
が現場の方たちの声です。その点をよく頭に置
いていただいて、充実のために御努力をいたした
かと思ひます。

次に、昨年の十月二十五日でしたかしら、私が
この内閣委員会川崎市高津区地籍混乱の問題
について取り上げたことがございました。そのと
きお約束をいたしまして、その後法務省の方と
一緒に、ことしの三月に入りましてから私も横浜
法務局の表示専門官の方、溝口出張所長の方々と
一緒に現地の調査もしました。現地はやっぱり大
変なものです。多分法務省の方もそれはよくおわ
かりになったといふふうに思ひますけれども、法
務大臣にお尋ねいたしますが、こうしたことにつ
いての報告はお受けになっていらつしやいます
でしょうか。

○政府委員(香川保一君) 調査いたしましたして、面
積にいたしまして約二十七万平方米、三千百筆で

ざいますが、所有者数は約千九百名でございます。
○山中郁子君 それで、私は同じような全国的な状況について法務省から資料をいただきました。大変な膨大な混乱地域がやはりあるんですね、混乱地域として法務省が認識をしておられるところが。ここをブロック別に、地域数、面積、世帯数などの報告をいただきたいということをお願いをしてございましたけれども、ちょっと時間が詰まっておりますので、これは後ほど、もしそれで整理をしていただいておりますら文書でいただきたいと思いますが、全国で世帯数にしますと結局どのくらいになりますか、その混乱している地域は。

○政府委員(香川保一君) 世帯数というよりは、よりの確に所有者数で申し上げた方がいかと思えますが、六万三千五百三十八名というふうな結果になっております。

○山中郁子君 面積は、そうすると全部でどのくらいになりますか、全国的にです、トータルで。

○政府委員(香川保一君) 九百二十七平方キロでございます。

○山中郁子君 もう少し多くなるんじゃないかと思ふんですが、いずれにしても大変膨大な地域です。

それで法務大臣にぜひ一つお約束をいただきたいんですが、私もこの前高津の調査に行きましたときに、法務省の方たちもお忙しくて人手も十分じゃないために、具体的な、なぜそうなったのか、どういふことでそれを解決していけるかというところについて全然手が回らないと、こういう感じでした。これは法務省もお認めになると思いますが、ぜひ私は全国のこういう実態を少し本格的に調査をして、解決のために法務省が積極的な姿勢をとっていただきたい、ぜひ法務大臣からお約束をいただきたいと思っております。

○国務大臣(瀬戸山三男君) こういう新しく土地を開発するときには、地形がずつと違ってまいり

ますから。しかも従来の土地は、残念ながらいまの登記関係では、長い間経ておりますと、いわゆる見取り図等でやっておいた時代が相当長く続いておりますと、現地の状況と必ずしも一致しておらない、こういう状況がありますから、できるだけ現地に合うように調査をしながら正確なものをつくる、正確な登記をする、こういう指導をしておるわけでございますけれども、なかなか膨大な事業と人間との関係でそこまではないかというところがございまして、おっしゃるとおりこういうトラブルが起こることは適当じゃありませんから、できるだけそういうことを指導して正確にするように努めたいと、かように考えております。

○山中郁子君 前回の委員会でも私は指摘したんですけれども、いま大臣も言われましたが、こうしたことによつて大変大きな被害を受けるというケースが出てくるわけです。この高津の問題でも、具体的に私は話を聞きましたね、本当にお気の毒だと思ふし、何とかしなきゃならないと思つて、それはぜひとも法務省にも計らつていただきたいと思ふんですが、この前の委員会にきたとき、たしか香川局長だつたと思いますが、登記所に来られれば間違つた取引がされるのが防げるということ、そういう資料を提供するところまでが登記所の仕事だという趣旨の御答弁をなさつていました。それで、しかし私がいま実際の一つの例を申し上げますと、これは不動産業をしていらつしやる小林清さんという方なんですが、きょうもお見えになつていらつしやるんですけれども、この方が四十七年の五月に——ちよつと入り組みますけれども聞いておいてください。月本金次という人から八百六十六平方メートルを売りたいという話を持ち込まれて、そして、この土地は実質的には月本金次という人の土地であつたので、これを三進商事というところにあつせんをするこ

とになつたと、不動産業の方ですから。そして横浜地方法務局の溝口出張所で原本の交付も受け、所有者の確認を行い、現地調査を行った。さらに、溝口出張所において公図の交付を申請した

ところ、高津区役所に行けと言われたため、区役所で公図の交付を受け、そして物件説明書を作成して調査結果を記載して、謄本、公図、実測図を添付して、仲介あつせんの方をよつて五月の三十日に溝口出張所前の司法事務所で売買契約を行ったと、これが経過なんです。ですから、ちゃんと登記所へ行つてすべての手順を尽くしているわけですね。それで売買契約を行つて、その三進商事という、つまり小林さんによつてあつせんされた人がこの代金を一千八百万支払つたわけなんです。で、その三進商事が買った土地に三進商事が建物建てようとした。それならそこが自分の土地だという人があらわれて、結局公図と違つていたわけですね、それで建物を建てられなくなった、こういうことが起こつたわけなんです。だから、一種の詐欺みたいなもの、詐欺が実現しちゃつたわけですね、そういうことから。それで結局三進商事は小林さんにお金返してくれと、こういうことになつて、で、小林さんはやむを得ず一千八百万弁償なすつたわけなんです。一千八百万といつたら大変なお金です。でも、もうおわかりいただけると思ひますけれども、こういうことがこの混乱の原因で起こつてい

ます。私はいま具体的な例として一つ申し上げていまして、時間もありませんから、その他いろいろ申し上げる条件がありませんから、で、仕方がなくて小林さんは月本金次という人を告訴したわけですね、詐欺ということ。そうしたら、検察庁ではこれを起訴するどころか、小林さんの話を伺いますと、川崎支部の検事が、月本金次という人は何も知らずに売つたので起訴はできない、その上名譽棄損になるおそれがあるので告訴を取り下げるようにというふうに言われた。で、仕方がなく小林さんは言われるままに告訴を取り下げたという経過になつてい

因になつてきている。こういう被害が、その人にとつてみれば、つまり小林さんにとつてみればもう決定的な被害です。でも、一千八百万の弁償をしなきゃいけないということですから。こういうことを生み出してきているという問題なんです。それで、先日私は道路の問題やなんかで、たとえば水道の補修がきかないとか、したがつて水圧が低くなつていざ火災のときには消火栓の水が上らないとか、そういうような困難が出てきているし、また道路整備が結局それでできないために、高津区域なんて大変です、がたがた道路で。そういう状態ですが、もつと言つていまのケースのような形のもので出てきているわけですね。私は何とかしてこういう問題を解決していかなければ、やはり国の法というものを、それこそまさに法治国家というものの国民を守る立場というものが全くできていないということ、国民から不信を買つても仕方がないと思ひます。一つは、基本的にこういう問題について、こうした事態まで生み出して、だからこれからはその混乱地域た

くさんあるわけですからこういう事態が起こる。もうすでにほかにたくさん起こつていまして、けれども、これからは起こる可能性がいっぱいあるわけですね、ということについてどのような手を打たれるのか。それからもう一つは、現実には私は例として挙げましたけれども、何とかしてその小林さんの受けた被害、これを解決する道はないものか、そういうものはやはり法務省としての登記所の問題から起こつた事件ですから、そのことを少し誠意を持って打開をしていただきたいと思ふんですが、お考えを聞かせていただきたい。○政府委員(香川保一君) 土地の売買に関連いたしまして、トラブルが生じて思ふに被害を受けるという方々がある、これの根本的な原因は、結局その登記所におきまして、登記簿において所有者あるいはその他の事項が明確に記載されておらず、かつ、その土地が現場においてどの部分であるか、つまり境界がことであり、これだけの広さの

ものだというふうなことを明確にする地図が整備されていないということに根本的な原因があるかと思うであります。で、現在土地登記所におきまして持っておりますいわゆる公図と申しますのは、昔、土地台帳が税務署の所管、まあ課税台帳としての機能を持っておった当時のものでございまして、さかのほりますと明治維新政府によって作成されたものということに相なるわけでございます。その当時におきましては地租を徴収するための資料というふうな役割りでございましたので、御案内のとおり、山林とかあるいは原野とかいうふうな比較的収益の少ないところ、あるいはいろいろの事情によりまして的確な公図が作成されていない地域が相当数あるわけでございます。昔間よくなわ延びとかあるいは隠し田というふうな言葉で言われますように、いろいろの原因があつて当時作成された地図が必ずしも現況を把握していない。面積等において、私どもの調査しましたところでは、物によつては十倍あるいは百倍の開きがあるというふうな地域もあるわけでございます。そういう意味で、この公図というものが、登記所におきましては、法律上正規なものではございませぬけれども唯一のものでございますので、それをそういつた土地の取引をされる方々に便宜的にお見せするというふうなことなんです。が、機能的に申しますと、現場において確認したものと公図とが一見違ふというふうな、いわば消極的な警告と申しますか、さようなことで、必ずしも公図どおりと思つては大変だというふうな御認識をいただくような、きわめて消極的なそういう警告的な意味を持つにすぎないような状況のものも多いわけでございます。したがつて、何と申しましても登記制度の根幹である土地の明確な把握ということから、昭和三十五年の不動産登記法の改正によりまして、登記所におきまして明確な地図を整備しなかならぬというふうな規定を初めて設けまして、その線に沿ひまして逐次整備を急いでおるわけでございますけれども、これは御理解いただけたと思ひますけれども、この地

図づくりというのは莫大な金がかかるわけでございまして、なかなか私どもの力では十分な整備がされていません。幸ひ国土調査法に基づきまして、これは地籍調査と言われるそういう事業が実施されるわけでございまして、その際にできるだけ御協力申し上げまして、その成果である地籍図を登記所に送付いたゞいて、それを公図とかえまして正規の地図というふうな扱いを逐次やつてきておるわけでございます。しかし、この国土調査法によります地籍図の作成も何分金のかかることでございまして、また地元負担もございしますので、なかなか思うとおりに進行しないという状況で、結果的に申しますと、登記法には地図を整備する規定がございまして、現状はきわめて不十分な状況であるわけでございまして、まことに申しわけない限りでございます。

そのような状況にございまして、登記所といつたしましては、大体、地区によりまして公図は現況と合っていないというふうなことは承知いたしておるわけであります。したがつて、さような地域については、不動産取引で登記所にお見えになつた場合には、登記所の公図というものは遺憾ながら不正確だと、市町村によりましてわりあい正確な地図を持っておられるところもございしますので、そういうところも登記所で把握いたしておりまして、むしろそういう地方公共団体の方で地図をお調べになつた方がよいというふうなことを、まことに情けない話でございまして、そういうことでございまして、根本的にさようなトラブルをなくするためには、何としましては地図の整備を急がなきゃならぬというふうに考えるわけでございまして、鋭意努力を続けていきたいと思つております。

それから、ただいまの具体的な事例での千八百万の損害を受けられたという方について、これは率直に申しまして、いまお伺ひした限りでお答え申し上げますと、国がその損害を補てんするということとは、これはまあ法律に基づいてしかできな

いわけでございまして、考えられるのが国家賠償法でございまして、国家賠償法から申しまして、具体的なその取引について、なるほどその遠因といつたしましては登記所においての地図の整備が不十分であるということが一つの遠因をなしておりますけれども、直接の取引につきましては、登記所が何らかのこういふ過失があつたという事案でもなさそうに思ひますので、遺憾ながら国家賠償法によつて損害をお支払いするというわけにもまいらないのではないかと。さうに考えますと、ちよつとほかに損害を国が補てんすべき法律的な根拠もございせんので、まことに御説のやうな何らかの配慮をするということも困難かと存じます。

○山中郁子君 もう時間がありませんから終わらなければならぬんですが、私は、それはこの問題が大変経過からいつて困難な条件であるということをご否定するものじゃないです。だけれど、いまの香川局長の答弁は私はただけでなく、本間に、それはこの前の委員会でも、直接行つてくれればよい、直接行つてくれればさういふ間違ひは起こらないんだとおっしゃつたわけよ。だから直接行つた人でもこういうことになるんで、言つたら、今度は直接行つた場合でもその公図とあれは間違つてゐると思つてくれと、思わないからこういうことになるんだと、とんでもない話ですよ。なぜ一言登記所が、法務省が、ここは混乱地域だと言つてくれなかつたのかと、そうすりや買わなかつた、手をつけなかつた。それはさうです、だれだつて。行かないからいけないんだつて言つて、行つた場合にはどうするのかと言つたら、行つた場合でも信用しないやつてくれと、冗談じゃありません。一体それでは、それこそ法治国家ですかということになる。私はさういふ言ひ方はどうしても容認できません。そのところはちやんと国の責任を認めて、自分たちの処置が、少なくとも小林さんに対しては千八百万の被害をもたらしたんだと、申しわけなかつたということとは認めてくださいよ。それでなかつたら、そ

んな言い逃れ、とっても通用しないですよ、どうですか、そんなばかな話ないでしょう。信用した方が悪いということでしょう。

○政府委員(香川保一君) まことに情けないことを申し上げたわけでございまして、現状をいたしまして、ある取引はこういう状況だからおやめになつた方がよいというふうなことから、そこまできなかな登記所が介入していかどうか問題でございますが、ただいまお示しの事案では、市役所へ行つて地図を見てくださうということをお願いしたうであります。これはまあ的確な地図が登記所にありますればそれをお示しして、取引の具体的な土地は地番からいふところだといふふうにお示しすることになるわけでございまして、さうな地図が遺憾ながら備わっていないためにそのことを申し上げて、むしろ市役所の方の地図をごらんいただいた方がよいというふうな申し上げたんだらうと思ふんであります。で、非常に客観的にはお気の毒だと思ふんでありますけれども、やはり国が賠償するといふ以上は、先ほども申し上げましたように、一般の税金によつて処理するわけでございまして、法律上の根拠なしにさういふ個人に損害を補てんするといふやうな処理は、これはやはりとれないだらうと思ふのであります。お気の毒ではありまして、やはり法律上根拠がなしにさうな措置をとるといふことは、とうていできないことだらうといふふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

○山中郁子君 法務大臣、ちよつとはつきりしてください。香川局長、大変なことを言つてゐるんですよ。法務省を信用したから悪いんだと言つてゐる。信用するなというのを言つてゐるんですよ。いいんですか、さうじゃないの、登記所へ行つて登記所の言ふとおりやつたら信用した方が悪い、さういふことですよ。法務大臣、見解を伺ひます。そんなばかな話ありますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 土地の問題は山中さんも御承知だと思ひますが、やはりいま申し上げましたやうな実情でありますから、いわゆる土

地を私は売買するときには、現地について売買する人たちがちゃんと隣地の人まで相談して、そうしてここはこういう人のものであるかどうかを確かめてやるのが大體常識的なもので、それで、こちらからお尋ねするのはまことに逆で、おかしいですけれども、先ほど月本という人の土地であったということで、小林さんという人があつて、そして千八百万をそこからもらつて月本さんに払つたんだと、土地の所有者という人に。それが実際はそうじゃなかったから、小林さんが、第三者、もう一つのの人に弁償をしたという形になつたんじゃないかと私はお話を伺いながら理解したんですけど、理屈言うわけじゃありませんけれども、理論的に言つて月本氏から千八百万を求償される立場にあると思うんですが、これを聞くというのをおかしいんですが、どんな關係になつておるのかわかりませんが、それが登記が先ほど来申し上げておりますように図面と現地と必ずしも一致しない、残念ながら現状がそういうところがありますから、民事局長がどう言つたか私ははっきり覚えておりませんが、それを確かめなければいけません。ということではないわけですから、その關係で、私はこういう場合には、これは民事の關係からいいますと、小林さんは月本という人から求償をされる立場にあるんじゃないかと思うんですが、それを登記所なり法務省なりに持ち込まれても、ちよつとこれは解決の手段がないというのが現状じゃないかと思ひます。

○山中都子君 もうあとこれで終わります、確実に。

もう一度最初から言い直さなきゃならないという事態になつてゐる感じがいたしますので、きょうはお約束の時間が過ぎましたから私は終わります、引き続き具体的な事案につきまして、見解も、法務大臣にも御出席いただいたところで本當に責任のあるあれをいただきたいと思ひます。少なくとも、国民が登記所を信用したから悪いんだというふうなことになるのかどうか、私は大変重

大きなうは局長の御答弁があつたと認識をいたしておりますので、さらに細かく問題としては引き続き究明もいたしますし、また法務省には、ぜひとも国家賠償法ということまで私は申し上げて、いろいろお尋ねをさせていただきます、具体的なところ、犠牲者、被害者が出てゐることに對して、私もまた具体的に御相談もいたしますので、何とか誠意を持った知恵を出すという点での取り組みもお願ひをしたいと思いますので、それをお願いいたします。

○森田重郎君 私は、関連質問の形におきまして成田空港の問題につきまして、二点ほどお尋ねを申し上げます。

成田問題につきましては、関係閣僚の方は、実は戸山法務大臣お一人でございますので、二点だけの質問でございますので、できますれば大臣に直接御答弁を賜りたいと思ひます。

実は、私けさ家を出ます折に、朝日新聞の天声人語というのを実は読んだわけなんです。きょうのうでございましょうか、運輸省の中村次官と反対派の責任者の方々がテーブルをはさんで会談を持たれたという記事の中で、反対派の責任者の一員の方がこういうことを言つておるといふように書いてあるんですが、実は中村次官という人は非常にやさしい人だつたと、そう言つた折の反対派の一員のお話が緩んでおつたというふうな記事を読んだわけでございまして、その記事を読んでおきまして、実は私自身もお話の緩んだという気持ちになつたんでございまして、何か一つの解決のめどと申しましようか、先に多少明るい曙光が多少なりとも芽生えてきたといふような気持ちでその天声人語を読んだわけでございますが、そういう一つ一つの細かい積み重ねと申しましようか、苦勞、努力といふようなものが、やはりこういう問題の解決の糸口になるのではないかと、いふような考え方から、実は念を押すような意味であつて申し上げたいんでございますが、昨日、本会議におきまして各党の代表者の方々の質問を実はじつと拝聴しておつたわけ

でございます。実は総理を初め、本日こちらに法務大臣もいらつしやいます、各大臣の御答弁をじつと拝聴しております、その答弁要旨全体につきまして個々具体的に私はどうこうといふようなことを申し上げる気持ちは実は毛頭ございせん。が、しかし、何かひとつの精神条項的な面における欠落した大きな部分があるのではなからうかといふようなことを感得しながら、実はその御答弁を伺つておつたわけでございます。

御承知のように、総理は、秩序を破壊する暴力集団に對しては断固処置をする、と同時に、またこれまでの自分のそういった彼らに對するひとつの姿勢あるいは対応の仕方といふようなものが多少甘かつたんだといふようなことを、繰り返して何回か答弁なさつていらつしやう。福永運輸大臣は、警備をも含めた、言うなれば空港の管理体制全般の問題についてその責任は空港公団にあると、しかし、今後の指導、監督といふようなものについては、極力強力に指導をされていくといふような御答弁があつたように実は承知をいたしております。同時にまた、加藤國務大臣は、今回のこの成田空港の問題というのは、これは実質的には一つの内戦だと、内戦といふような言葉を使うほどこの問題に對して、今後の長期的な警備体制のあり方といふようなものを強く訴えておつたといふように私は理解をいたしております。本日こちらの席にいらつしやいます法務大臣も、憲法によつて基本的な人権が保障されておる、社会秩序の破壊といふようなものは断固許されないと、いふような形で、大変強い姿勢を披露、表明された。実は全く御説のとおりだと思ひます。したがいまして、私は総理を初め各大臣が御答弁をされた、その答弁そのものに對して何ら異議を差しはさむといふような気持ちは毛頭ございせん。が、しかし、現在ともすれば行政府、省庁別中心に縦割りの行政の中で、この成田空港の問題をとらえるといふようなことについて、いささかいろいろ懸念、心配もあるわけでございます。したがいまして、今後成田空港をどういう形で取り上げてい

くか、その辺の政治姿勢ないしは行政の基本理念といふようなものについて、特に戸山大臣に御答弁を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○國務大臣(戸山三男君) けさの朝日新聞の天声人語を引用してのお話でございますが、私もけさちよつと目を通しまして、そのことについては非常にいいことであるという所感を持つております。この問題について、直接の担当でありせんから詳細は知らない立場でありますけれども、政治家の一人として、現在はまた内閣の一人として感想を申し上げます、この成田空港、昭和四十一年七月であつたといひますが、あそこが決定するまで、あるいは決定した後、精力的に地元の農家その他関係地主と御相談をし、大部分は、たとえば鹿島地区の開発にも土地の問題があつたわけでありまして、空港といふきわめて重要な施設といふことで、その地域よりもつと有利な処置で地元の皆さんとお話し合いをして、そして、いま申し上げました大部分は解決をいたしておるわけでございます。ところが、細かい事情は率直に申し上げて私も知らないわけでありまして、現在まで争ひになつておる一部といひますか、農家の方々は、じつと反対を続けられておる。私はこの段階で、いま言つても始まらないんですけれども、率直に言つて担当行政府は誠意を示してもう少し話してもらえばよかつた。天声人語にありました、最近会われたことはそういう意味で非常にいいことだといふ意味はそういうことでござい

ます。

他の例を引いてまことに恐縮であります、実は宮崎県の宮崎空港が、これはもう五、六年かつておりますけれども、少し延長しなければならぬ。これは漁業権の問題にもかかわりがあつて、海の方に出ますから、非常にトラブルがあつておりますが、これも全面的な解決にはなつておりませんけれども、おおよそ、表はとにかくとして内心はやむを得ないと、事情はわかつたといふ状態になつておりますが、それまでには、宮崎県

の知事はみずからそれこそ何十回となく反対同盟の人と会い——ああなりますと外部のいわゆる支援団体というのが入りますから、なかなか直接の農家、土地所有者というものは当事者能力がないようになる、ほとんどそうでございます。そういうことで、なかなか直接農家の職員とか、あるいは知事と会わないと逃げ回っておるといふ状況でありましたが、それにもかかわらず、とにかく早朝七時ごろ行つて、いまなら寝起きであるからおるであろうと、こういうところまで努力をして、いま申し上げたような、表向きは了解したと言えないが、実情はよくわかりましたと、こういう程度まで行つておる事情がございます。

この成田のいわゆる芝山地区等の関係は、そこまで行けばよかったと思ひますけれども、行けない事情が途中に介在したのじゃないかと思ひます。といひますのは、いま申し上げましたように、いわゆる学生その他支援団体というものが取り巻きました、そうなりますとなかなか直接農家の人と簡単に会えないという事情になつてくる。そして、最近では、率直に申し上げますが、もう直接土地を持つておられる農家自体には実際上は当事者能力がなくなつておる、会つて話をすると、いふ状況ではない。いつもいわゆる支援団体、過激派に取り囲まれてそういう状況になつた。たまたま今回はこういう事態になりました、現在は、これは私の想像ということにしてもらつてよろしうございますが、あれほど過激な行動をするといふことは農家の地主たちは考へておらなかつた、おかしいじゃないかと、こういう心境に内心あられるんじゃないかと私は思ひます。そういうときの呼びかけで会つておると思ひますが、これで一挙に解決すると思ひませんが、会つて話をしてみると、いまおっしゃつておるようになつたのじゃないかと思ひます。そういう意味で、困難な事態があつたと思ひますけれども、まあいまから死闘の態を勘定するようになつてございすけれども、もっとそれこそ夜を日に繼いでというくら

いに誠意を尽くして、相手の立場をもつと考へ、事情も聞き、何もかも完全にとは、その人たちにだけ完全にとはいかないと思ひますけれども、できるだけその人たちの将来のことも考へてやつてやるといふ、愛情といひますか、そういう立場でもう少し努力をしてみれば、ここまで支援団体に引きずられて混乱するようになつたのならなかつたんじゃないかと、これはもう私の立場でそういう感じを持つておるといふことではございまして、他の省庁の今日までの仕事を非難するとかどうといふことではなくて、確かにそういう感慨をいたしております。今後といへども、いわゆる過激派集団といふものは、そういう問題では今日なくなつておると確かに私は思ひます。彼らの言動、やつておられますこと、あるいは他の集會等で盛んに言つておられますことは、これを起点にして革命をするんだといふことを公然と言つておられます。でありますから、こういう者を相手にしたつてこれは話になりませんけれども、地元の直接の農家の方々、地主等とは、今後といへども誠意を尽くして、お互いに日本民族であります。日本民族を分断させていひわけありませんから、そういう立場で、きのうも申し上げましたように、運輸大臣もそういう決意でやりたいと、こういうことを言つておられますから、今後努力するでありますやうが、そういう立場で私は行政は、運輸行政ばかりじゃなくて、何の行政でもそうございすやうが、われわれは国民のお世話をせいと国民から言いつけられておる。政府がやるんではなくて、政府といふものをつくつて、きのうも簡単に申し上げましたが、法律といふのは国民のためにつくつてあるわけでありまして、それをお世話をする当番を預かつておる、こういう気持ちでやるべきものであると、かように考へておるわけでございます。

○森田重郎君 ただいまのお話で、大臣の心情、心境といふふうなものもよく理解できました。実は三十日、ちようどきようでございすやうか、これも二、三日前の新聞報道でございすやうか、成

田で二万人ほど集まつて、全国の阻止大会ですか、決起大会ですか、これが何かきよう行われるといふふうな新聞報道がございまして、私実は二、三回警察当局に伺つたんですが、それがたまたまきよう何か中止になつたといふふうな情報を伺つたわけでございます。ちようど私が伺つたときには、二万人集まるというのが七百人で、きようは中止だと、その七百人の方といふのは、要するに中止命令がわからずにたまたまそこへ集まつた方らしいといふふうな実は警察の方の情報なんでございますが、私やはり考へてみますと、これは運輸当局の次官と、あるいは反対派の方々がきのうですか、お会いになつた、その辺が一つのきのうの阻止決起大会でございすやうか、それを取りやめたある意味では一つの起爆剤にでもなつてゐるんではなからうかといふふうなことを私なりに実は想像してみたわけですが、そういうことが仮に若干でも影響があるとすれば、先ほど何回か申し上げましたように、小さな努力の積み重ねと申しましようか、こういうふうな問題が、非常にその問題解決のやはり最終的な大きな決め手になるといふふうな感じを受けるわけでございますが、実は明日定例会議でございすやうか、先ほど野田さんからちよつと御質問が大臣に對しましてあつたやうでございすやうか、明日定例会議になりますのか、あるいはまた成田問題についての関係閣僚會議といふふうな形になるのか、その辺は私もよくわかりませんが、私伺ひたいことは、お知らせしていただける範囲で、先ほどの御答弁だけでございすやうか、大臣が席を外されたその間に若干でも変わったニュースといふことでお耳に入つてゐる点がありましたらその点をお聞かせいただければと思ひますが、明日の會議の議題といふふうなものが一体何であるか、そしてまた当然成田問題が議題の最大テーマになるであらうといふふうなことを考へておるんでございすやうか、もし定例会議にいたしましてもあるいは関係閣僚の會議にいたしまして、明日の予

定されております閣僚會議と申しましようか、それがどういふ形で開かれ何を議題とされ、またいかなる形で、これは成田問題を踏まえての話でございすやうか、いかなる形で取り上げられなければならないか、もちろんこの空港の修復問題、あるいはまた先ほど申し上げました長期にわたる将来の警備体制あるいは開港期日の問題といふふうな問題も何かとあらうかと思ひますが、いやしくも私は開港の期日を五月十日にするとか、あるいは十五日にするとか、あるいは二十日にするとかといふふうな形で、開港期日に論点を集中するやうな問題があるんではないかと、今後の一つの解決策の基本的な行政の姿勢といふものがどうあるかといふふうなことがまず第一に詮議されて、要するにテクニク、技法、技術論といふふうなもの、基本理念の上に立つて何日にする、ときに半月おくれる、一月おくれるといふふうな形の閣議であらねばならぬと、かように思つておるわけでございますが、その辺につきまして大臣の何か御所見でもございすやうか承りたいと思ひます。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いま森田さんから、いわゆる反対をする人たちの集會が延びておると、この理由はわかりませんけれども、来月の二日といふことに変更したといふことをいま刑事局長から聞いております。

それから、明日はおつしやるとおりに早朝からいわゆる成田空港に関する閣僚會議をやります。それに引き續いて定例の閣議もやることになつております。閣僚會議、また引き續いて閣議にも諮られると思ひますが、その課題は、一応延期しておりますから、次の開港日が決められるかどうか、いつにするかといふことももちろん出てくると思ひますけれども、きのうきようの参議院あるいは衆議院本會議でもいろいろ御討議がありましたやうに、とにかくこれはいつ開くといふことはもちろん非常に大事でございす。あらかじめ決めなければ、全世界の航空関係が準備する、それ

に感じなければなりませんから、たくさんの手数、手続が要るようでございます。あしたからやりますと、簡単なものじゃないようでございますが、それは決められることになると思ひますが、それについては何と云つても空港の安全、航空の安全、それから成田周辺の安全ということが前提になります。そういうことを、今後の対策について十分協議をして方針を決める、そういうことになると思ひます。そういう際には、いま森田さんから特別に御注意もありましたが、やはり関係者との間を何とか——これは暴力集団とはちよつと話は合わない、これは全然目的が違いますから、しかし、もとの根になつた地元農家等との話し合ひは何とか全力を挙げてお互いに理解を打ち立てる、こういうことをするような協議をいたしたい、かように考えております。

○森田重郎君 よくわかりました。最後の問題につきましては御答弁は必要ございません。重ねて申し上げますように、あくまでも縦割り省庁別中心の行政の仕組みという中でこういう問題が討議されるということに對しまして、私、大変憂念と危機の念を持つものでございます。したがひまして、やはり成田空港の問題というのは、大きな意味で國際的な威信を問われるというふうな問題でございますので、重ねて申し上げるようでございますが、開港期日をいつにするというふうな、物理的な技術論的な意味での議題というふうなものが先行し、その背景にある行政基盤の見直しと申しましようか、これは成田空港問題につきましても、こういう基本的なやはりロジックの積み重ねというものがどうしても先行されなければ、いつまでたつてもこういう問題は私は解決できないんじゃないかというふうな気がするわけでございます。したがひまして、明日の閣議というのは、私に言われしめれば総合的な洗い直し閣議、見直し閣議と、成田問題を踏まえてでございますが、そういう閣議であつてほしいというふうに希望を申し上げます。そして、私の質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○國務大臣(瀬戸山三男君) ありがたい御忠告をいただきまして、ありがたうございます。そういう考え方で進むべきだと思つております。

○委員長(塚田十一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

原委員から、委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

原君から修正案の趣旨説明を願います。原君。

○原文兵衛君 ただいま議題となりました修正案につきましてもその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます、その要旨を申し上げます。

原案におきまして、東京入国管理事務所羽田空港出張所設置の施行期日が本年四月一日となつておりますが、御承知のごとく、現在置かれていた羽田入国管理事務所の廃止日である新東京國際空港の供用開始日三月三十日が延期されておりますため、二つの機関が重複して設置される結果となるので、羽田空港出張所設置の部分につきましては、施行期日を新東京國際空港供用開始の日と改めようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(塚田十一郎君) ただいまの修正案に對し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより法務省設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、原君提出の修正案を問題に供します。原

君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(塚田十一郎君) 全会一致と認めます。

よつて、原君提出の修正案は可決されました。

○委員長(塚田十一郎君) 次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(塚田十一郎君) 全会一致と認めます。

よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十五分散会

【参照】

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則ただし書中、「公布の日」を「公布の日」に改め、「政令で定める日から」の下に「別表十二の改正規定中東京入国管理事務所羽田空港出張所に係る部分は新東京國際空港の供用開始の日から」を加える。

昭和五十三年四月二十日印刷

昭和五十三年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局